

UNIVERSITY
JOURNAL

全大教時報

Vol. 41 No. 2
2017.6

◆ 特集 ◆ 基盤的研究費は足りていない!

河野太郎議員ブログへの教職員からのアンサー

「基礎的な研究費」は減っている! ～基礎研究とは何か

笹倉 万里子 <岡山大学大学院自然科学研究科 助教>

藤原 貴生 <岡山大学理学部 技術専門職員>

どうして「科学技術振興予算は今後、増えません」と
断言できるのか

山口 裕之 <徳島大学総合科学部 准教授>

「ごまめの歯ぎしり」は大学にどう響くか

岩崎 誠 <全国大学高専教職員組合 書記次長>

なぜ死ぬほど働くのですか?

和田 肇 <名古屋大学大学院法学研究科 教授>

ローカル線で行く! フーテン旅行記(12)

ー沖縄周遊路線バス紀行 後編ー

大西 孝 <岡山大学工学部 助教>

Contents

◆ 特集 ◆

基礎的研究費は足りていない！

河野太郎議員ブログへの教職員からのアンサー

「基礎的な研究費」は減っている！
～基礎研究とは何か

笹倉 万里子（岡山大学大学院自然科学研究科 助教）
藤原 貴生（岡山大学理学部 技術専門職員）

1

どうして「科学技術振興予算は今後、
増えません」と断言できるのか

山口 裕之（徳島大学総合科学部 准教授）

13

「ごまめの歯ぎしり」は大学にどう響くか

岩崎 誠（全国大学高専教職員組合 書記次長）

29

なぜ死ぬほど働くのですか？

和田 肇（名古屋大学大学院法学研究科 教授）

44

ローカル線で行く！フーテン旅行記 12

— 沖縄周遊路線バス紀行 後編 —

大西 孝（岡山大学工学部 助教）

60

「基礎的な研究費」は減っている！ ～基礎研究とは何か



岡山大学大学院自然科学研究科 助教
岡山大学職員組合 書記長

笹倉 万里子

専門はソフトウェア。視覚化、ヒューマンコンピュータインタラクション、コンパイラ、推論等の研究をすすめている。

岡山大学理学部 技術専門職員
岡山大学職員組合 副委員長

藤原 貴生



地球科学科の技術職員として、薄片試料の製作を主な業務とする。ホームページの管理、紀要の編集、望遠鏡の操作なども行う。

はじめに

2016年11月11日、衆議院議員河野太郎氏は自身のブログ「ごまめの歯ぎしり」において「研究者の皆様へ」と題して基礎研究への研究費問題を取り上げた。それから一連の「研究者」シリーズを同ブログで展開し、この原稿を書いている2017年5月半ば現在では「研究者」シリーズの最新は4月3日付の「お花見中の研究者の皆様へ」である。そこでは各大学でのローカルルールを廃するための統一ルールの話と研究者の業績のリサーチマップの話が綴られている。

この「研究者」シリーズ、最初は基礎研究の研究費が削られているという指摘があったことから始まり、世の研究者たちの期待を一身に集めた格好になった。しかし、2017年4月現在ではそれが大学での予算の使い方に関するローカルルールの話になっており、各大学で変なローカルルールがあるから研究者が十分に予算を使えないのだ、という論調になっているようだ。

たしかに各大学で変なローカルルールがあり、それが研究の妨げになっているという面はある。だから河野氏の働きかけで変なローカルルールを廃止するために文科省が統一ルールを示したことは河野氏の業績であると言って良いであろう。しかし、実際に基礎的な研究に使える研究費が減っているというのは国立大学に勤務する研究者共通の認識であり、なぜそれが河野氏に通じないのかというもどかしい思いを河野氏のブログを読むわれわれは抱くのである。

本稿では河野氏とわれわれ国立大学に勤務する研究者の認識の違いがどこにあるのかを検討してみる。

「ごまめの歯ぎしり」での研究予算関係に関するエントリ

河野氏のブログ「ごまめの歯ぎしり」の中で「研究者の皆様へ」という文言がタイトルに含まれているエントリを本稿では便宜上「研究者」シリーズと呼ぶことにする。2017年4月現在、この「研究者」シリーズのエントリは全部で29。そのうち予算関係の話題に触れているのは8エントリである（表1）。

これらを整理すると、番号1,2は総務省統計局からの資料について、番号3,4,5は文科省からの資料について、番号6は2017年度の予算の話で番号7は

表1 「ごまめの歯ぎしり」の中で研究予算に触れているエントリの一覧
（衆議院議員 河野太郎公式サイトより）

番号	日付	タイトル	主な内容
1*	2016年11月10日	研究者の皆様へ	総務省統計局の科学技術研究調査の話
2*	2016年11月10日	続研究者の皆様へ	上記調査の国立大学だけのデータ
3*	2016年11月10日	続々々研究者の皆様へ	文科省からの国立大学に関するデータの話
4*	2016年12月1日	またしても研究者の皆様へ	文科省の個人研究費に関するアンケートの話
5*	2016年12月2日	それでも研究者の皆様へ	文科省による国立大学の経常費用の話
6*	2016年12月22日	あら研究者の皆様へ	平成29年度予算案の話
7*	2016年12月23日	押忍研究者の皆様へ	基礎研究データの整理の話
8*	2017年1月9日	謹賀新年研究者の皆様へ	科学技術振興予算が増えないという話

1* <https://www.taro.org/2016/11/%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

2* <https://www.taro.org/2016/11/%e7%b6%9a%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

3* <https://www.taro.org/2016/11/%e7%b6%9a%e3%80%85%e3%80%85%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

4* <https://www.taro.org/2016/12/%e3%81%be%e3%81%9f%e3%81%97%e3%81%a6%e3%82%82%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

今回の内容とはあまり関係ない話、そして番号8で国の予算案を示している。河野氏は番号5あたりまでは比較的研究者よりの目線だったように感じるが、番号6で2017年度予算を示した後、突然番号8で「科学技術振興予算をもっと増やせるといふ幻想を抱いている方がいらっしゃったら、年明け早々にも現実を直視していただきたい」と結論めいたことを言っている。

「科学技術振興予算は十分増えていて基礎研究への予算も減っていないはず」という河野氏の認識とわれわれ国立大学に勤務する研究者の認識とのずれはどこに起因しているのだろうか。

運営費交付金は科学技術振興費に含まれない

2017年1月9日付のエントリ（番号8）で河野氏は、「科学技術振興予算」は1990年度に比べて「社会保障費」と同等の伸び率を示していると言っている。「科学技術振興予算」が伸びているのにどうして大学にはお金がないのかと不思議に思う人も多いだろう。そのからくりは簡単である。国立大学の運営費交付金は「文教予算」であって「科学技術振興費」ではないのである。（「科学技術関係予算」となると国立大学の運営費交付金もそれに含まれる。）

図1は財務省の資料である。「文教及び科学技術振興費」と区分される予算であるが、国立大学運営費交付金は「科学技術振興費」ではなく「文教関係費」に含まれている。いくら「科学技術振興費」が増えても国立大学の運営費交付金とは関係ないことがわかる。

5 * <https://www.taro.org/2016/12/%e3%81%9d%e3%82%8c%e3%81%a7%e3%82%82%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

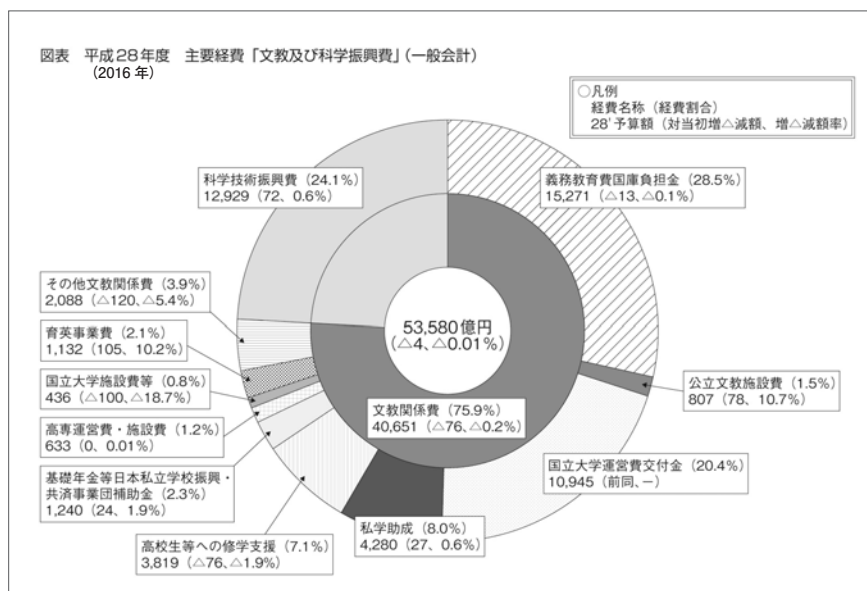
6 * <https://www.taro.org/2016/12/%e3%81%82%e3%82%89%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

7 * <https://www.taro.org/2016/12/%e6%8a%bc%e5%bf%8d%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

8 * <https://www.taro.org/2017/01/%e8%ac%b9%e8%b3%80%e6%96%b0%e5%b9%b4%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

では「科学技術振興費」とはいったいなんだろうか？ 内閣府政策統括官が書いた「平成 28 年度科学技術予算案の概要について」¹によれば、「科学技術振興費」12,929 億円のうち、文科省管轄なのは、8,635 億円だけで残りは農林水産省、経済産業省、内閣府、厚生労働省など全部で 11 省庁に配分されている。

文科省管轄の「科学技術振興費」8,635 億円のうち例えば 2016 年度では約 26.3% にあたる 2,273 億円が科研費の予算である。そのほかの部分はテーマが決められたいわゆる「競争的資金」である。（参考：平成 28 年度文教・科学技術予算のポイント²）。



【図 1】

奥達雄「平成 28 年度文教及び科学振興費について」より

(https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201604f.pdf)

¹ <http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/h28/h28gaiyou-1.pdf>

² https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2016/seifuan28/08-1.pdf
ただしこの資料では「科学技術予算」のうちどれが「科学技術振興費」に区分されるのかは明確でない

科学技術振興費の伸びについて

表 2は河野氏の番号8のエントリにある国家予算における項目別予算の推移の表に2004年度のデータを追加したものである。河野氏は1990年度が赤字国債を出さずに国家予算を組めた最後の年であるという理由で

表 2 国家予算の項目別予算額の推移

	1990 年 (平成 2 年)	2004 年 (平成 16 年)	2016 年 (平成 28 年)	1990 に 比べて 2016	2004 に 比べて 2016
文教科振	5.1	6.1	5.4	105.9%	88.5%
そのうち科学技術振興費	0.4755	1.2298	1.2929	271.9%	105.1%
防衛費	4.2	4.9	5.1	121.4%	104.1%
恩給	1.8	1.1	0.3	16.7%	27.3%
公共事業	6.2	7.8	6.0	96.8%	76.9%
ODA	0.8	0.8	0.5	62.5%	62.5%
中小企業	0.2	0.2	0.2	100.0%	100.0%
エネ対策	0.5	0.5	0.9	180.0%	180.0%
社会保障	11.6	20.0	32.0	275.9%	160.0%
社会保障を除く一般歳出	25.1	27.8	25.9	103.2%	93.2%

河野太郎氏のブログ「ごまめの歯ざしり」の「謹賀新年研究者の皆様へ」
(2017 年 1 月 9 日付) 内の表に平成 16 年 (2004 年) の国家予算歳出概算
(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2004/seif-uan16/yosan003.pdf)を追加

2016 年度と 1990 年度を比較しているが、国立大学関係者としては国立大学が法人化された 2004 年度と比べてみたい。

河野氏は 1990 年度と比べて「科学技術振興費」は「社会保障費」並みの伸びだという表現をしたが、実際は「社会保障費」とは伸び方が違うことがこの表からだけでも見て取れる。「科学技術振興費」は 2004 年度の段階ですでに 1990 年度よりもかなり増額されており、2004 年度から 2016 年度の間の変化は 5.1% 増に過ぎない。「社会保障費」の支出が伸びる中、予算額が減っていないのが破格の扱いであるといえはその通りだが、「社会保障費」ほどの 12 年で伸びているわけでは全くない。

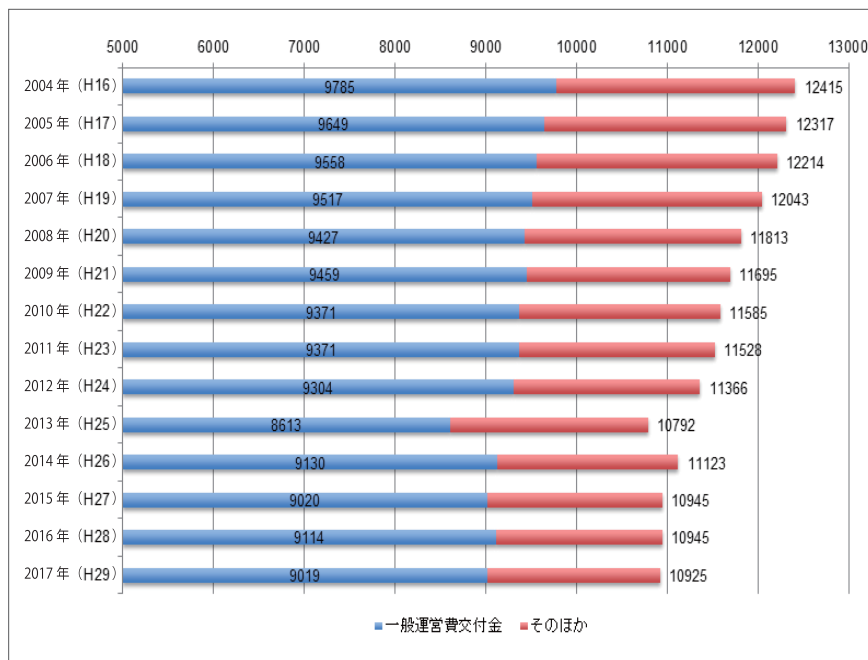
また注目すべきは「文教および科学技術」の予算が減っていることである。「科学技術振興費」は「文教および科学技術予算」の中に含まれるので、「科学技術振興費」がわずかながらでも増えているということは「文教および科学技術予算」の他の項目は 2004 年度に比べて減っているということを示唆する。国立大学の運営費交付金も 2004 年度の 12,415 億円から 2016 年度には 10,925 億円と 11.5% の減になっている。

基盤的研究費の減少

国立大学への運営費交付金が年々減らされているのは大学関係者の間では周知の事実である（図 2 参照）。特に各大学が自由に使える一般運営費交付金は国立大学が法人化された 2004 年度に比べて 2017 年度ではおよそ 765 億円減っている。ちなみに一般運営費交付金以外の部分は、「機能強化促進」などの名目で文科省が決めたテーマに沿って大学が申請書を出して配分される資金や教職員の退職金に充てられる特殊要因交付金など、要するに文科省から配分された時点ですでに用途が限定されており大学の自由には使えない、ましてや研究者の自由な研究費としては使えないお金である。

一般運営費交付金のほとんどは教職員の人件費に使われる。具体的に一般運営費交付金のいくらが人件費に充てられるのかというデータは見当たらない。

かったが、国大協の「国立大学法人の直面する問題点」³という資料によると2013年度で国立大学全体でかかった人件費は9,414億円であり、運営費交付金は人件費に充当するだけでギリギリであるという評価をしている。



【図2】

運営費交付金の推移。単位は億。2013年度分までは国立大学協会作成資料 (<http://www.janu.jp/news/20130315-wnew-hikkei6.pdf>) による。2013年度が極端に少ないのは東日本大震災復興のために給与減額が行われたため。

基本的には一般運営費交付金が基盤的経費。2016年度より費目の名前が変わったため正確な比較は難しい。ここでは2016年度以降は基幹運営費交付金から機能強化経費を引いた金額を一般運営費交付金として示している。

³ <http://www.janu.jp/news/files/20150806-wnew-houmon3.pdf>

基礎研究とはなんだろう？

そもそもこの議論は「基礎研究の研究費が削られている」という話であった。しかし、基礎研究とは何かということがあいまいで、河野太郎氏のブログの中でもいつの間にか基礎研究ではなく科学技術全般への予算額の話になっている。

河野太郎氏のブログ記事（表 1 の 1）では総務省統計局の科学技術研究調査の結果から基礎研究、応用研究、開発研究の推移を見ていた。しかし、ブログ記事（表 1 の 7）で「研究者の多くが分類を求められたことがない」と触れられており、この調査の基礎・応用・開発の区分は特に定義はなく、各大学で調査票を記入するときに各研究者のあずかり知らぬところで研究が分類されていた。実態を全く反映していない区分である。したがってこの調査の区分を見て基礎研究への予算配分の多寡を議論するのは意味がない。現在の日本で実際に「基礎研究」にどのくらいの予算が配分されているかの資料は多分どこにも存在しないのではないだろうか。

そもそも基礎研究とはなんだろうか。

デジタル大辞泉によると基礎研究とは「特別な応用・用途を直接に考慮することなく自然世界を追求し、仮説・理論の形成や新しい自然認識を得るために行われる理論的・実験的研究」である。

例えば、2015 年にノーベル賞を受賞した梶田隆章氏の研究はこの定義から言って基礎研究に分類されるだろう。梶田氏は素粒子ニュートリノが質量を持つことを発見したことでノーベル賞を受賞した。この研究成果はスーパーカミオカンデでの実験によって得られたと言われる。スーパーカミオカンデの予算は建設費 100 億円程度、メンテナンスも 25 億円程度だそう⁴。これは「文教予算」ではなくて「科学技術振興予算」として配分されている。

しかし、多くの研究者が「基礎研究にお金がない」と言うときに頭に描

⁴ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/010/siryo/attach/1340707.htm

いている基礎研究は、スーパーカミオカンデ関係者には申し訳ないが、このような研究のことではないと思う。乱暴な言い方をすれば、スーパーカミオカンデ関連の研究にはすでにある程度道筋が見えていて、お金と時間と人材を投入すればするほど成果が得られると見込まれる研究であるように見える。デジタル大辞泉の定義によればもちろん基礎研究なのだが、多くの研究者がイメージする「基礎研究」とは微妙に違う。

多くの研究者がイメージする「基礎研究」とは、まだ海のものとも山のものともわからず、もちろん何の役に立つのかも明確には言えず、したがって大型の競争的資金に応募しても落ちる可能性の高い研究のことではないだろうか。そしてそのような研究を可能としているのが基盤的予算、すなわち一般運営費交付金なのである。

この議論の発端となったと思われるノーベル賞受賞者大隈良典氏は「科研費について思うこと」⁵において科研費における基礎研究の絶対額の少なさを指摘するとともに運営費交付金で配分されてきたいわゆる「講座費」の重要性を述べている。ここでも指摘されているように科研費を始めすべての競争的資金は「補助金」という位置付けであって基盤的な予算に加えて配分されるのが前提となっている。この点を政治家も含めて一般の方々は理解されていないのではないと思われる。つまり、競争的資金だけで研究は行えない。基盤的予算に競争的資金を上乗せすることで研究が展開できる。運営費交付金の削減によってその基盤となる部分が崩れているのである。

2016年に文科省が科研費採択件数上位200位の大学・大学共同利用機関に所属する研究者を対象に行った「個人研究費の実態に関するアンケート」で、年間の個人研究費は約6割が50万円未満であることが発表され話題となった⁶。この調査では光熱費など共通的に控除される費用は個人研究費には含めていないので、この個人費用の使途は、出張旅費、書籍などを購入する資

⁵ https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/29_essay/no78.html

⁶ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/08/31/1376140_003.pdf

料費、学会参加費、コンピュータやプリンタなどの基本的な機材などが主になるであろう。出張旅費は例えば学会に参加するために岡山から東京に一泊二日で行けばおよそ5万円かかる。もし実験を必要とする理系であれば（そして国の予算上「科学技術」に分類されているのは理系だけである）実験をするための基本的な機材や試料代も個人研究費から出さなければならない。そのようなことを考えると年間個人研究費50万円というのは最低ラインであってそれを切るというのは基礎的な研究活動ができないということになると考えてよい。

全大教教員部が2016年に行ったアンケートの結果によれば、研究者本人が年間必要と考えている研究費のピークは50万円から100万円である⁷。一人あたり100万円の基盤的研究費があれば約6割の研究者の要望に応えることができ、150万円あれば約8割の研究者が十分に研究できると考えていると思ってよい。国立大学の常勤教員数は2015年度の学校基本調査によるとおよそ6万5千人、もしこの全員に今より50万の研究費を上乗せするとその予算は325億円、現在の「科学技術振興費」の総額のわずか2.5%である。現在の「科学技術振興費」の2.5%を基盤的研究費（すなわち一般運営費交付金）に回すだけで多くの研究者は基礎的な研究に進進することができると考えているのである。これは十分実現可能なのではないだろうか。

おわりに

これまで見てきたように、国立大学の運営費交付金は国の予算上「文教予算」に入っており、河野氏のいう「科学技術振興費」の伸びとは全く関係がない。これがわれわれ国立大学勤務の研究者の違和感の元である。そして「基礎研究」の予算が増えているのか減っているのかの現在の議論はそも

⁷ http://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=216&room_id=51&cabinet_id=5&file_id=5383&upload_id=15045

その「基礎研究」とは何かのコンセンサスがないので全く意味をなさない。それを受けて「基礎研究」への予算の話から科学技術政策全般の話へ話題をずらしていった河野氏はさすがと言えるかもしれない。

運営費交付金について言えば運営費交付金の総額よりも各大学の裁量で使える一般運営費交付金が減っていることが問題である。

「基礎研究」の定義に議論はあるものの基礎的な研究が重要であることはほとんどの研究者が思っていることである。国立大学勤務の研究者としては基礎的な研究を行うために研究者が自由に使える一般運営費交付金を増額していただくことが科学技術の発展に最も寄与する方策だと訴えたい。

最近、河野太郎氏は文春で文科省不要論を説き⁸そこで科学技術行政について文科省ではなく官邸主導とすべきであり、そのために総合科学技術・イノベーション会議があると言っている。筆者は必ずしも現在の文科省を支持するわけではないが、この総合科学技術・イノベーション会議のメンバーの顔ぶれを見てみるにこの会議で基礎的な研究が重要視されるとはとても思えない。

総合科学技術・イノベーション会議のメンバーは、議長を安倍首相とし、閣僚が6人、有識者7人それと日本学術会議会長からなる。有識者のうち4人が大学や国立研究所関係、3人が企業関係者である。基礎的な研究というのは科学の知の最前線で行われるものであってその分野は幅広い。たかだか7人の有識者と日本学術会議会長でカバーできるようなものではない。基礎的な研究を本当に支援したいのならこのような少数で日本全体の科学技術研究の方向付けを限定するような意思決定をするのではなく、広く多くの研究者に自由に研究をさせるべきである。実際にそうやって多くの研究者が自由に研究をし、数多くの失敗を踏まえて新しい発見がなされ今日の科学の礎となっているのだ。15人そこそこの国の会議で方針を決めたからといってどうこうなるほど科学技術は甘くない。

⁸ <http://bunshun.jp/articles/-/2254>

どうして「科学技術振興 予算は今後、増えません」 と断言できるのか

徳島大学総合科学部 准教授
徳島大学教職員労働組合書記長

山口 裕之



専門はフランス近代哲学（コンディヤック）、科学哲学、エピステモロジー。著書に『人間科学の哲学』（勁草書房）、『ひとは生命をどのように理解してきたか』（講談社）、『人をつなぐ対話の技術』（日本実業出版社）等。

はじめに

この小文ではまず、私が昨年（2016年）11月14日に河野太郎氏に送信したメールを掲載し、後半では「なぜ日本政府は財政難なのか」という問題について簡単に考察する。科学技術関連予算に限らず、政府予算のことを言うと、打てば響くように「日本政府は財政難」という答えが返ってくる。そして、それへの主要な対応策が支出の抑制であることも、周知の事実である。そこで思考停止しないために、日本政府が財政難であることの理由を検討し、根本的な対応策を考えることが、現在の大学人にとっての責務であると思われる。

河野太郎氏にあてたメール

2016年11月10日、河野太郎氏はブログにて、日本の研究者に向けて、以下の二つの点を問題提起した¹。

研究費の中の基礎研究の割合は横ばいですが、基礎研究の金額は増えています。(中略) 基礎研究にまわる研究費が削られているという話は、何を根拠としているのでしょうか。

国立大学法人への運営費交付金は、確かに減額されています。平成16年度の1兆2415億円から平成28年度は1兆945億円に1470億円の減額になっています。しかし、その内訳をみると附属病院の赤字の補填のための病院運営費交付金が584億円から0に、退職手当が1149億円から645億円に減少し、一般運営費交付金は1兆682億円から1兆300億円に382億円の減額、割合にして3.6%です。

いずれも、いわば「よくある誤解」である。全大教のメーリングリストで、「これらの点に反論すべきではないか」と問題提起があったことを受けて、11月14日に以下のメールを送信した。同時掲載の他の2論文と重複する内容があると思うが、情報共有のために掲載する。なお、データなどに不備があるかもしれないが、その点についても、原文のままとしておく。

徳島大学の山口裕之と申します。哲学教師をしています。大学の問題につき、ご関心を払っていただき、ありがとうございます。

さて、ノーベル賞の大隅さんが「基礎研究費が足りない」と言って回ってくださったおかげで、「大学における基礎研究」への注目は集まりましたが、彼の言うところの「基礎研究費」というものの内実は、よくわか

¹ 河野太郎ブログ「ごまめの歯ざり」2016年11月10日付記事「研究者の皆様へ」、<http://www.taro.org/2016/11/%e7%a0%94%e7%a9%bb%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%bb8.php>

りません。河野さまがご指摘の通り、科学技術研究費の総額が増額傾向にあるのは事実です。では、何が問題なのかというと、大学（とくに科学技術を担う「理系」学部が多くを擁する国立大学）への「一般運営費交付金」の減額であると認識しています。

ご存知の通り、交付金には、人件費や物件費、校費（教員に配分する教育研究費）など基本的な運営に充てる「一般運営費交付金」と、大学が事業申請して認められれば配分される「特別運営費交付金」があります（附属病院運営費交付金と退職金等に充てる特殊要因運営費交付金は除く）。

28年度に、両方を一緒くたにして「基幹運営費交付金」という区分になったので、両方同じようなものだとお考えかもしれませんが、国立大学にとって、「一般」と「特別」はまったく異なるものです。「一般」の方は大学の自由裁量で使える、いわゆる「真水」なのですが、「特別」の方は、申請した事業にしか使えないいわゆる「ヒモ付き」です。

それで、「一般」と「特別」を足した分（28年度で言う「基幹」）の減額はそれほどでもないように見えますが、国は「一般」を削って「特別」に廻しているのが実態で、国立大学は、人件費や物件費、校費など基本的な運営費不足に苦しんでいるのが現状です。

具体的な金額を見ると、独法化当初の2004年度は、「一般」が9785億円、「特別」が741億円。2015年度はそれぞれ9020億円と1028億円。合計額では478億円の減額（4.5%ほど）ですが、人件費や基盤的な教育研究費などの基本的な運営に使う「一般」についてみれば、765億円の減額（約7.8%減）となっています。

しかも、「特別」の支給額は、申請額の全額でなく、7掛けとか8掛けのことが多いので、実際に事業をやろうとすると「真水」からの持ち出しになる。「特別」の事業年度は3年であることが多いので、それを過ぎて事業を継続しようとする、これまた持ち出しになる。

それに加えて、このところの給与増と消費増税で、義務的支出が増大している。

これが、昨今の国立大学の苦境の主要な原因だと認識しております。

大学が苦境に陥ると、そこで働く研究者も苦境に陥ります。

具体的にいうと、「真水」の財源不足から、国立大学は教職員の給与さえ支払えない状況に追い込まれている（たとえば徳島大学は地域手当を満額実施していない）。退職した教員の後任補充の凍結のため、若手の就職できるポストが減っている。残った教員の教育負担が増える。物件費、校費（教育研究費）の圧縮のため、日常的な教育費、研究費が減っている。科研費は、申請して認められた研究課題にしか使えません。それ以外の学会や会議への出席、研究室の備品（パソコン、コピー機など）の購入、新たに思いついたアイデアを検証するための研究費用などには、基本的には使えません。そこで、「校費」が充実していることが、研究者の自由な交流やイノベーションのタネをまくためには必要だと考えます。政策意図としては、大学の自由裁量で使える分を圧縮して、「ヒモ付き」を増やすことで、大学に「競争」を行わせようということだと思いますが、基本的な運営費を与えずに競争させようというのは、食事をさせずに筋トレだけさせようというようなもので、そんなことを続けたら人も大学も死んでしまいます。

それに、「競争」と言っても実態は書類審査で、実際に事業を行った結果、学生の成績が向上したとか入学希望者が増加したとか研究業績が増えたかといった「実際の効果」についてはそれほど考慮がないように思います。もちろん、事後的な「大学評価」はありますが、教育や研究において「実際の効果」を（特に短期間で）測るのは難しく、結局、それも「書類審査」という形になるので、レトリックでごまかせてしまう可能性がある。人為的な「評価」で「疑似競争」をさせてもうまくいかないことは、社会主義の計画経済が破たんしたことからも明らかではないかと思います。

しかし、その書類を作るのは現場の教職員なので、その書類作成の仕事がかなりの負担となって、教育研究を圧迫している。

ご存知かと思いますが、内閣府「基礎研究及び人材育成部会」参考資料2の5頁に、「国立大学の独立法人化後の日本だけが論文生産数減少」

というグラフが掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/innovation/jinzai/4kai/siryo-sanko2-1.pdf> ²

このデータだけで「日本の大学の研究力が低下している」と結論するのは早計かもしれませんが、大学人から見れば、「なるほど」と思われるグラフではあります。

結論を言いますと、昨今の大学や研究者の苦境は、国立大学への「真水」資金の投入が不足しているということになるかと思います。

ここから先は憶測ですが、財務省などは、国立大学の数を削減するために、国立大学への「真水」資金を絞っていった、地方国立大学が苦し紛れに合併することを狙っているのかもしれませんが。しかし、もしそういう政策意図なのであれば、直接的にそうしてもらった方がまだマシだと思います。お金を絞って苦しめて政府の意図通りの結果に追い込もうとするのでは、大学は政府に対して恨みを抱きますし、その過程で、大学の教育研究力が相当に損なわれることになります。

以上が、私の認識なのですが、文部科学省や、各大学の財務担当者などにご確認いただければ、さらにはっきりするかと思います（私の認識に誤りがある可能性もあります）。

長文失礼いたしました。よろしくご検討のほど、お願い申し上げます。

交付金の額についての出典：文部科学省「国立大学法人の現状等について」、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/062/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2014/11/10/1353375_3_2.pdf

平成二七年度（二〇一五年度）予算については文部科学省「平成二七年度国立大学法人運営費交付金予定額の概要」、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/062/gijiroku/__icsFiles/afieldfile/2015/02/02/1354813_7.pdf

² もとともの出典は、内閣府「国立大学法人等の科学技術関係活動（平成 22 事業年度）に関する調査結果」65 頁 (<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/syoken23/kokudai09.pdf>)。

なぜ日本政府は財政難なのか

✕ ルに対する直接の返信はなく、その後のブログの記事を読むと、河野氏の関心は科研費等の使用についての「ローカルルール」に移っていったようである。科学研究費の不足という問題については、今年（2017年）1月9日のブログ記事「謹賀新年研究者の皆様へ」にて、以下のように断言している³。

研究者の皆様の中に、科学技術振興予算をもっと増やせるという幻想を抱いている方がいらっしゃったら、年明け早々にも現実を直視していただきたいと思います。

科学技術振興予算は今後、増えません。

だから現在の予算をいかに効率的に使うか、あるいは成果を生まない大型プロジェクトをつぶしてほかのことに振り替えるか、または成果を生まない研究者の予算をほかのことに振り替えるかしなければなりません。

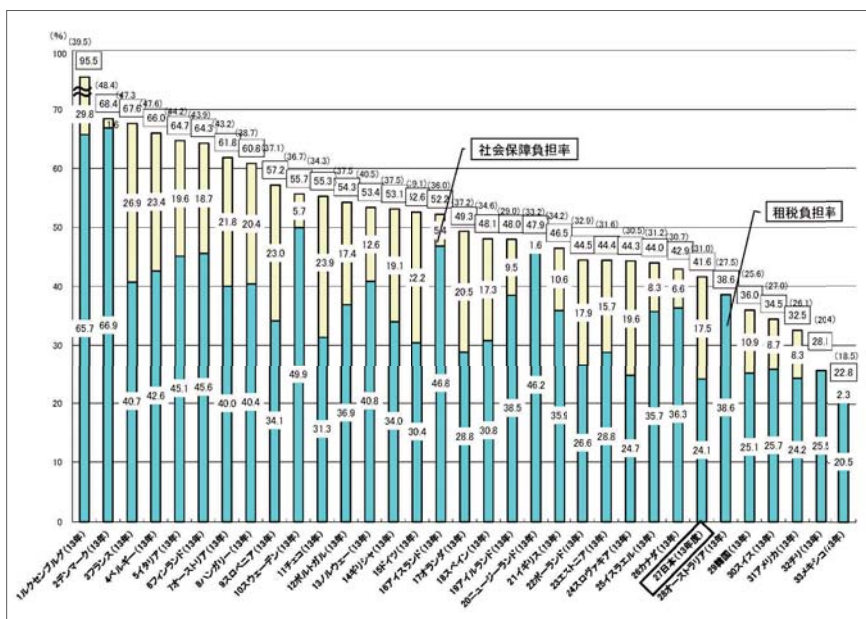
なぜかという、一言で言って政府が財政難だからである。この25年間、税収が増えない一方、社会保障費が20兆円以上伸び、科学技術振興予算も8,000億円以上伸びている。これ以上、科学技術振興予算は増やせない、というわけである。

日本政府は財政難ということは連日喧伝されているから、なにをいまさら、という感じである。「科学技術振興予算をもっと増やせるという幻想を抱いている」研究者など、いないだろう。私が前掲のメールに書いたとおり、限りある予算をヒモ付き資金に回すのを抑えて、真水の部分を増やしてほしいというだけである。とはいえ、その点については他稿に譲り、ここではなぜ日本政府は財政難なのかという点について、簡単に検討する。一言で言ってしまえば、日本の税金が安すぎるのである。

³ <http://www.taro.org/2017/01/%e8%ac%b9%e8%b3%80%e6%96%b0%e5%b9%b4%e7%a0%94%e7%a9%b6%e8%80%85%e3%81%ae%e7%9a%86%e6%a7%98%e3%81%b8.php>

まず、財務省が公開している「国民負担率（対国民所得比）の国際比較（OECD 加盟 33 カ国）」のグラフ 1 を見てみよう。2013 年で、日本の租税負担率は 24.1% で、日本より低いのはメキシコだけである。社会保障費を加えても 41.6% と、下から 7 番目である。第 1 位のルクセンブルクの 95.5% は置いておくとしても⁴、ヨーロッパ各国が軒並み 60% 以上であるのと比べると、かなり低い。

ところが、奇妙なことに、「税金が高い」と感じる人の割合は主要先進国の平均を上回っており、実際の租税負担率が日本よりはるかに高いデンマークやスウェーデン、ノルウェーといった北欧の高福祉国よりずっと高いのである（井手英策『日本財政 転換の指針』岩波書店、2013 年、7 頁）。なぜそ



【グラフ 1】

財務省「国民負担率（対国民所得比）の国際比較（OECD 加盟 33 カ国）」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/238.htm

4 ちなみに、IMF の統計によると、ルクセンブルクの一人当たり GDP は世界最高である。
<http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28>

んなことになってしまったのか。それは、高度成長期以来の税制と社会保障政策（の貧困）の結果である。

第二次大戦後、ヨーロッパ諸国では経済復興による財源の増大を、政府による社会保障政策の充実にあてたのだが、日本は減税によってその果実を還元した。井出の表現によると、「他国では政府が無償、ないしは安価で提供するような財・サービス、例えば住宅、教育、育児・保育、養老・介護等の獲得に必要な資金を日本では減税で還付したわけである」（62 頁）。減税は貯蓄率の向上という結果も生み、それが資本形成と経済成長を可能にしたという側面もある（同所）。

井出のまとめによると、この減税と、公共投資、雇用保障（中小企業の倒産防止）が、戦後の日本における統治の三本柱であった。公共投資によって都市と地方との間で再分配を行うこと、低所得者層の雇用を保障することで企業に社会保障を肩代わりさせること、中間層に対しては減税すること。これによって、自民党政権は国民各層からまんべんなく支持を取り付けることができた。

そうした政策パッケージは、いわゆる「日本的経営」と補強しあうものであった。つまり、とくに大企業は、年功序列型の賃金を採用することで、男性労働者の賃金に事実上妻や子供の分を上乗せして支払ってきたのである。かくして、妻が育児や介護などの社会保障的サービスを無償で担う体制が構築された。いわば、日本の社会保障制度は、企業と女性に負担を押し付ける形で成立したのである。こうした体制では、政府は直接には社会保障を給付しないから、高中所得者にとっては、税金を払うメリットはほとんどないということになってしまう。実際には税金が安いのに「高い」と感じる人が多いことの原因は、ここにある。

もちろん、誰も死ぬまで働くわけにいかないから、いずれは退職しなければならない。そこで、公的な社会保障は退職後の分に特化することになった。宮本によると、「日本では遺族関連、年金、そして高齢者医療が四割近くを占める医療と、人生後半に関わる支出が大半を占める」のであり、「日本における六十五歳以上の高齢者への支出は、一人当たりで換算すると六十五歳

未滿への支出の十七倍にあたり、これは OECD 平均の倍となる」という（宮本太郎『福祉政治』有斐閣、2008 年、32 頁）。

これこそが、河野氏が言う「社会保障費が 20 兆円以上伸びた」ことの根本的な原因である。そして、そのなけなしの公的社会保障に対してさえ、強力な削減圧力がかかっているのが昨今の状況である。こうした高齢者偏重の社会保障制度は、若年者と高齢者の間に分断をもたらすから、削減圧力は若年者からの支持を集めることになる。

ちなみに、「戦後日本の三本柱」からのもう一つの帰結は、社会民主主義政党が育たなかったことである。「日本的な労使関係や中小企業・自営業、農業の保護のしくみが、社会民主主義政党が代表すべき社会基盤を抑えてしまった」（宮本、91 頁）。そこで野党勢力は、対立軸を鮮明にするためにイデオロギー的に急進化せざるをえず、それが支持率の伸びを押さえてしまうことにもなったのである。

さて、こうした統治構造は、高度成長を前提としてはじめて機能するものであったため、1980 年代にはすでに軋みが見えはじめた。中小企業・自営業・農業などの保護は、都市サラリーマンに税制上の不公平感を生じさせることになった。「クロヨン」や「トーゴーサン」といった、税負担の不公平をあらわす言葉が流行語になる。「クロヨン」とは、税務署が捕捉する所得は「サラリーマン 9 割、自営業者 6 割、農業 4 割」（トーゴーサンは、それぞれ 10 割、5 割、3 割）だ、という意味である。

また同時期、大企業の労使の間では、「低生産部門の保護継続が、自らの競争力を損なう負担につながることに、強い警戒感を抱くようになっていた」（宮本、119 頁）。

高度経済成長の終わりによって、配分すべき果実が小さくなると、これまでの「三本柱」が機能なくなり、都市と地方、大企業と中小企業、中高所得者と低所得者などの利害対立が表面化してきたのである。この分断の構図は現在にもつながっている。

1980 年代中盤に政権を担当した中曽根康弘は、これまでの構造の抜本的な見直しはせずに、地方への公共投資の不可視化によって、当面の都市住民

の不満をかわしつつ、地方の支持を維持する政策を取った。「一九八四年の「まちづくり特別対策事業」の創設を通して、地方債による財源調達で自治体の単独事業を拡大しつつ、地方債の元利償還金の一部を交付税の基準財政需要額に算入して措置する、という方法が開発され、その後急激に広がっていったのである」(宮本、122 頁)。こうして、「一般会計上の公共事業関係費や補助金は、一九八〇年代後半も伸び率は抑制された」。その陰で、公共事業の維持・拡大が可能になったのである。

こうした「見えない」利益誘導は急速に腐敗し、多くの自治体が財政危機に直面することになった。こうした政策が、現在の根深い「政治不信」につながっていることは言うまでもない。増税が議論されると、多くの納税者は「どうせ、よくわからないところで公共事業に使っちゃうんでしょ」と思って反発する。その反発は、けっこう正鵠を射ているということである。

昨今の大学改革をめぐる論議、さらには社会保障のあり方や税のあり方をめぐる論議では、「日本政府の財政難」は所与の前提のようにになっているが、ここで概観したとおり、それは天災でも宿命でもなんでもなく、戦後自民党政権による統治政策からの帰結なのである。大学人としては、目先の研究予算の多い少ないということだけでなく、戦後の統治政策を総括することで、今後の日本のあり方全体を考えていかななくてはならないだろう。

国立大学なのに高額の授業料

これまで、井手英策『日本財政 転換の指針』と宮本太郎『福祉政治』をもとに、戦後日本の統治体制が「公共投資・雇用保障・減税」の三本柱で築き上げられてきたことを見た。これらに加えて、佐藤滋・古市将人編『租税抵抗の財政学』(岩波書店、2014 年)の3冊は、日本の現状を分析し、将来の進路を考えるうえで必読の文献であると思う。ぜひ参照されたい。

本論は、大学人の立場から研究予算の問題を考えるものなので、戦後統治体制と大学の関係のなかで、特筆すべき一つのことを付け加えておきた

い。それは、日本の大学の授業料が、国立であるにもかかわらず、かなり高額である点である。

言うまでもなく、フランスやドイツをはじめ、ヨーロッパの主要国では大学は無償もしくは極めて安価である。1960年代ごろから、旧ソ連に対抗するために、「国営大学、授業料無償制度、奨学金制度」という同国の制度を模倣したのである（潮木守一『世界の大学危機 新しい大学像を求めて』中公新書、2004年、188頁）。

他方、アメリカの主要な大学は私立で、もともと授業料は高めだったが、2000年代に入って以降、授業料が高騰している。ハーヴァード大学の2018-9年の学費（授業料＋入学金）は48,949ドル（約500万円）⁵である。それに追随するように、州立大学の学費も高騰している。College Boardによると、2016-7年におけるアメリカの州立4年制大学の学費は平均で9,650ドル（約100万円）⁶となっている。

イギリス（イングランド）でも、1998年に授業料が有償化されて以降、急騰しており、現在は9,000ポンド（約130万円）である⁷。世界中どこの国でも、大学進学率の上昇によって大学にかかる予算が増大しているが、両国では、それを学生本人による「受益者負担」として転嫁しているのである⁸。

このように、1960年代以降は無償のヨーロッパ、近年高騰したアメリカとイギリスに対して、日本の大学の授業料は、1970年代に入ってから早くも上昇をはじめ、近年はそれ以上あげかねて高止まっているという、いささか特異な経過をたどっている。

5 Harvard College. Cost of Attendance. <https://college.harvard.edu/financial-aid/how-aid-works/cost-attendance>

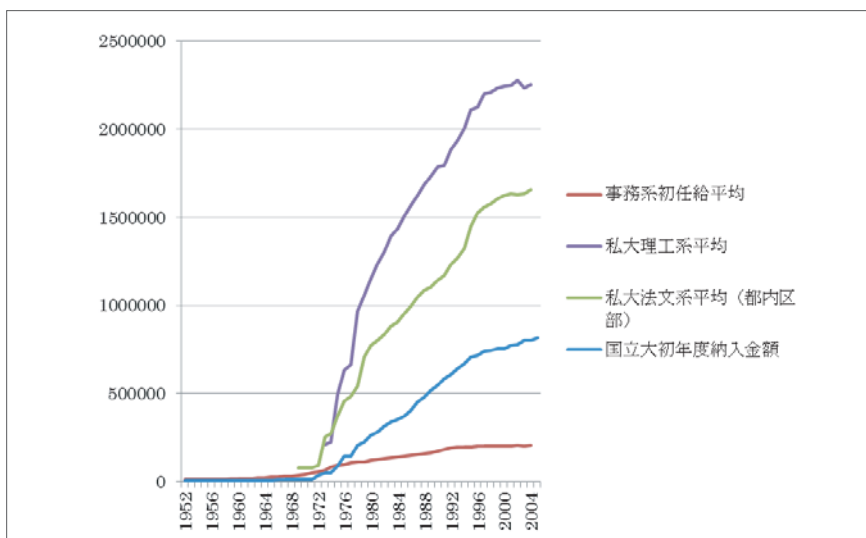
6 College Board. Average Published Undergraduate Charges by Sector. 2016-17
<https://trends.collegeboard.org/college-pricing/figures-tables/average-published-undergraduate-charges-sector-2016-17>

7 小林雅之「イギリスの授業料・奨学金制度の概要」、日本学生支援機構『イギリスにおける奨学制度等に関する調査報告書』2015年、1～2頁、
http://www.jasso.go.jp/about/statistics/_jcsFiles/afiedfile/2015/10/15/all_studenloanuk.pdf

8 とはいえ、アメリカの大学にはさまざまな値引き制度があるから、実質的な支払額はかなり抑えられる場合がある（宮田由紀夫『米国キャンパス「拝金」報告』中公新書ラクレ、2012年、116頁）。また、給付型を含めた奨学金制度も充実している。イギリスの場合には、授業料の後納制度があり、学生は卒業後、年収が一定額（21,000ポンド）を超えた時から年収の9%分を30年間の分割払いで支払うことになっている。年収が基準を越えなかったり、30年たっても完済しなかった場合には、免除となる。

森永卓郎監修『物価の文化史辞典』（展望社、2008年）をもとに、授業料の推移のグラフ2を作成したので、ご覧いただきたい。物価水準を勘案するために、「大卒事務職の初任給の平均額」を記載してみた。人々の収入の増加をはるかに上回るペースで大学の授業料が上昇したことが見て取れる。2004年の「私立理工系平均（都区内部）」は約225万円で、同年の大卒初任給の10倍以上、つまり年収に近い額となっている。国立大学の授業料（初年度納入金の「標準額」）は、御存じのとおり、2005年以降81万7,800円である。

なぜ日本の大学の授業料は、かなり早い時期から高額化の道をたどったのか。その一つの答えは、政府による社会保障が手薄であることに国民が慣れてしまっており、大学が高額の授業料を徴収するようになって、とくに不平を漏らすことなく負担したということではないかと思われる。近年の「自己責任論」の爆発的な流行の素地は、戦後長期間をかけて形成されてきたということである。我々がいかに「大学の公共的意義」を説いたところで、多くの人々にとっては、大学教育とは「自分の利益のために自分で金を払って買うもの」と意識されている可能性が高いのである。

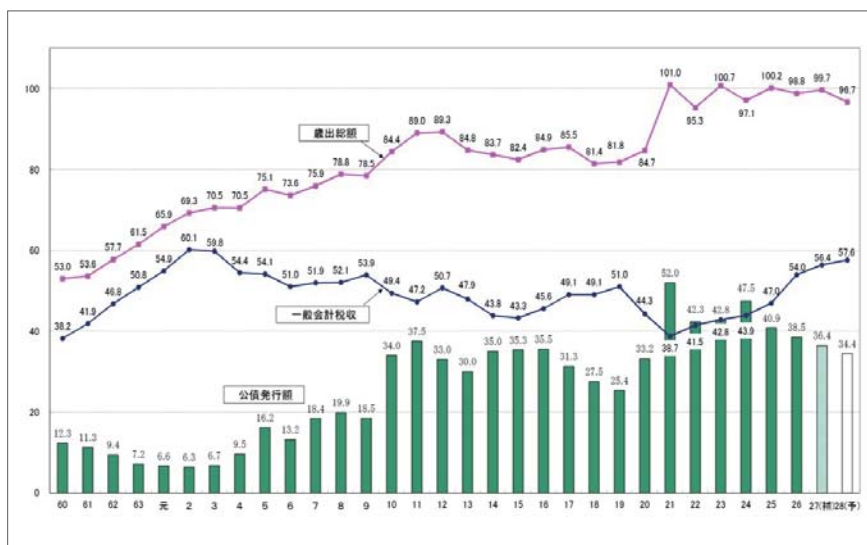


【グラフ2】日本の大学の初年度納入金と事務系初任給（月額）の比較

バブル崩壊後の展開

先 述のとおり、高度成長期以降、減税が自民党政権の一貫した方針であった。1974年の所得税の最高税率は75%で、住民税（18%）を合わせると税率は93%に上ったが、その後、84年に70%（住民税と合わせると88%）、87年には60%（同78%）、3%の消費税が導入された89年には、それとの引きかえで50%（同65%）まで下げられた⁹。にもかかわらず、バブル景気のおかげで90年の税収は史上最高の60.1兆円、91年もそれに次ぐ59.8兆円に達する。しかし、その直後にバブルが崩壊し、92年度の税収は前年比で5兆円も減少した。

それ以降、景気刺激策としてさらなる減税が重ねられることになる。それと同時に、景気刺激のための財政出動も行われたため、その矛盾はすべて公



【グラフ 3】財務省「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」

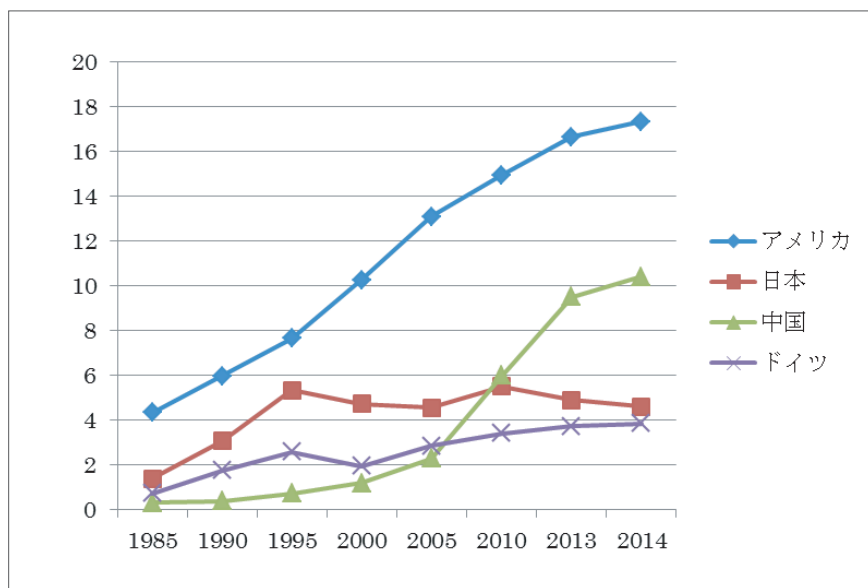
http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/003.htm

⁹ 財務省「所得税の税率構造の推移」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/035.htm

債発行で賄われることになった。現在の巨額の財政赤字は、その結果である。「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」のグラフ3から、そうしたなりゆきを明確に読み取ることができる。グラフの平成21年（2009年）で、税収が最低となる一方、歳出と公債発行額が最高となっているのは、言うまでもなく「リーマンショック」によるものである。

しかし、これまで20年以上にわたる減税と財政出動にもかかわらず、日本経済の不調は解消されず、世界の主要国のなかで日本のGDPだけが伸び悩んでいる（グラフ4「主要4か国のGDPの推移」参照。ただし、名目でドル建てなので、インフレや為替レートの影響が入っている）。経済の低成長、少子化による労働力不足・需要不足、高齢化による社会保障費の支出増などにより、国民の間で将来の生活に対する不安が高まり、それがさらに消費収縮と経済成長抑制につながる悪循環に陥っているのが現状である。



【グラフ4】「主要4か国のGDPの推移」

総務省統計局「世界の統計 2016 国内総生産(名目GDP、米ドル表示)」
<http://www.stat.go.jp/data/sekai/0116.htm> より作成。

2013 年以來、日本銀行は「インフレ期待によって消費を増やす」と称して大規模な金融緩和を行っているが、消費が低迷しているのは、老後の公的な社会保障が信頼できないため、個人が節約して貯蓄を増やしているのが主要な原因だと思われるから、個々人が「インフレになる」と予想すれば、消費を増やすのではなく、将来の支出増に備えて貯蓄額を増やそうとするはずである。

要するに、「公共投資・雇用保障・減税」という戦後日本の統治体制の矛盾が、不況や低成長といった経済学的な現象として現れているのが昨今の状況なのである。そうした状況にあって、取るべき対応が単なる支出抑制や金融緩和でよいはずがない。これまでの自民党政権による統治体制を総括し、その矛盾を解消する方向を考えなければならない。

本当であれば、その仕事は野党に任されているはずだが、これまた戦後日本の統治体制のおかげで、日本では社会民主主義政党が育ってこなかった。そういう土壌に小選挙区制を導入したものだから、「自民党一強」体制になるのは、これまた必然であった。いまさら自民党に対抗しようにも、歴史的伝統を持たない新政党が得票するためには、ポピュリズム的な路線を取らざるをえない。中道リベラルの有力な政党が存在しないままに小選挙区制を導入したことが、現在の日本の不幸のもう一つの始まりであった。

とはいえ、ここまでの簡単な議論からすでに明らかなように、これからの日本のとるべき道は一つしかない。世界最低水準の租税負担を引き上げ、そのかわりに社会保障を充実することである。まずは保育・教育・医療・介護・失業補償・子供への手当など、生きていくために必要なサービスを提供するために必要な費用を計算し、そこから逆算して税負担を決める。それを有権者にきちんと説明し、合意を形成する。大学関連の予算の必要性なども、そうした合意形成のプロセスの中にきちんと置かねばならないだろう。

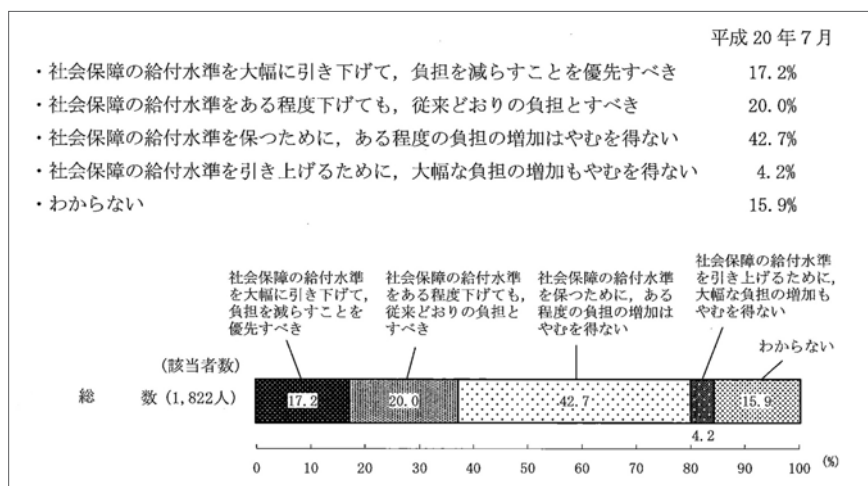
大学人は、大学の将来だけを考えていてはならず、大学が健全に生い育つような社会全体のあり方を考え、発信していかななくてはならない。昨今の状況を打開するために、政府や財界は大学に対して「産学連携」などの即物的な役割を期待しているが、社会全体の良きありかたを提示していくことの方が、昨今の状況を打開するためによほど役立つだろう。

おわりに

世論は、現状がおかしいこと、現状を変えるためには多少の負担増はやむをえないことは理解している（グラフ5）。この調査では、「給付水準維持」に「ある程度の負担増」、「水準向上」に「大幅な負担増」が結び付けられており、誘導的な質問項目となっている。家計が苦しい現状で「大幅な負担増」などと言われれば、躊躇するに決まっている。社会保障費の「負担」は、給付として返ってくることをきちんと説明すれば、「水準向上」が支持されるのではないかと推定する。同調査では、現状の社会保障に対して「不満」「やや不満」が75.7%と、大半を占めているのである。

現状の社会保障制度がこのように手薄であることの原因をきちんと説明し、そこから翻って合理的な施策が「負担増＝給付拡大」であることを説明すれば、多数の国民はおそらく理解するであろう。

いま、最大の問題は、それを誰が説明し実行するかである。



【グラフ5】社会保障の給付と負担のバランスについて
『『社会保障制度に関する特別世論調査』の要旨』

<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h20/h20-sss.pdf>

「ごまめの歯ぎしり」は 大学にどう響くか

全国大学高専教職員組合 書記次長

岩崎 誠



2010年～東京海洋大学品川職員組合書記長、2013年全大教中央執行委員を経て、2015年より書記次長。2015年1月4日、日本国内の旅客鉄道営業路線の全線（営業キロ合計27371.4km{当時}）に摩耶ケーブル線「虹の駅」で完乗。

はじめに

～小特集の趣旨説明を兼ねて～

自 由民主党の衆議院議員で同等の行革推進本部長を務める河野太郎氏は、昨年11月以来、自身の運営するブログ「ごまめの歯ぎしり」¹（なお、以下「河野ブログ」と呼ぶ。）上で「研究者の皆様へ」という共通の題名を冠した一連の記事を断続的にアップ（表1）し、大学等に所属する研究者らを対象にメールフォームによる意見募集を行いつつ、よせられた意見の一部に対して自ら回答したり、また別の一部については関係する官庁に対応を求め、

¹ <https://www.taro.org/category/blog>

表 1 「ごまめの歯ぎしり」（衆議院議員 河野太郎公式サイトより）

No.	公開日	タイトル	主な内容	SBM 登録数
1	16/11/10	研究者の皆様へ	基礎研究：基礎研究費が削られているという声があるが増額。削減を言う根拠は。運営費交付金減額、競争資金化が問題？事務職員雇い止め、人事管理適正だったか、特許申請	776
2	16/11/10	続研究者の皆様へ	運営費交付金減額幅（財務省説明通り、文科省説明に懐疑的）	238
3	16/11/10	続々々研究者の皆様へ	基礎研究：研究区分。区分ごと研究費。基礎研究は増額	249
4	16/11/11	ちょっと研究者の皆様へ	研究費等使途。特許出願費等	271
5	16/11/17	もうちょっと研究者の皆様へ	研究費の使途の範囲	459
6	16/11/19	また研究者の皆様へ	e-Statの改善	13
7	16/11/25	またすこし研究者の皆様へ	国立大学事務職員数一増加している	13
8	16/12/01	さらにまたしても研究者の皆様へ	e-Statの改善	15
9	16/12/01	またしても研究者の皆様へ	職員雇い止め問題＝文科省・厚労省協議へ 個人研究費額の調査結果	201
10	16/12/02	それでも研究者の皆様へ	ローカルルール：研究者から事例の収集を	38
11	16/12/08	まだ研究者の皆様へ	自民党行革推進本部が関係書方面への依頼	9
12	16/12/11	まだまだ研究者の皆様へ	ローカルルール：事例	671
13	16/12/15	まだまだもっと研究者の皆様へ	ローカルルール：会計検査院、文科省と打ち合わせ。事務部門のパフォーマンス向上を	299
14	16/12/20	ほら研究者の皆様へ	ローカルルール＞図書館：コンソーシアム、科研費購入図書・物品：高専機構は校長会議で説明	464
15	16/12/23	押忍研究者の皆様へ	ローカルルール：文科省検討中、アカハラ休学・退学者調査	222
16	16/12/22	あら研究者の皆様へ	2017年度政府予算案	177

(1/2)

No.	公開日	タイトル	主な内容	SBM 登録数
17	16/12/27	ボンジュール研究者の皆様へ	ローカルルール＞科研費物品：文科省の回答	32
18	17/01/09	謹賀新年研究者の皆様へ	研究への公財政支出：科学技術振興予算は増えない。限られた資金をどう効果的に使って最大限の成果を生むか	266
19	17/01/12	さてと研究者の皆様へ	書類書式問題：公募研究のアプライ書類の簡略化、アカハラ	53
20	17/01/13	フラスカティーな研究者の皆様へ	基礎研究：研究の性格別区分、フラスカティーマニュアル	16
21	17/01/14	もう一度研究者の皆様へ	研究成果：経済学部論文、一部の研究者へ偏り	104
22	17/01/17	更にもう一度研究者の皆様へ	ローカルルール：文科省は各大学のせい	158
23	17/01/19	ちょっと昭和な研究者の皆様へ	ローカルルール：文科省・和暦	50
24	17/01/25	帰ってきた研究者の皆様へ	天下り問題：リスト	131
	17/01/27	(予算委員会の質問を解説します)	天下り問題：国会質疑解説	28
25	17/01/31	夫明治な非正規女性？	ローカルルール：審議会宛書類の元号表記問題	8
26	17/02/06	天下りな研究者の皆様へ	基礎研究、ローカルルール：リサーチマップ整備。物件費支払い方法拡大。旅費統一ルール	36
27	17/02/21	どれどれ研究者の皆様へ	ローカルルール：物件費、旅費、アカハラ	60
28	17/03/22	評価される研究者の皆様へ	ローカルルール、アカハラ、大学評価：大学評価が多すぎる	45
29	17/03/28	いよいよ研究者の皆様へ	ローカルルール：文科省が3月24日付で連絡を発出	49
30	17/04/03	お花見中の研究者の皆様へ	ローカルルール：私立大学への拡張について、アカハラ、リサーチマップ、間接経費	22
31	17/05/15	ローカル線に乗った研究者の皆様へ	ローカルルール：個別大学状況	14
32	17/05/15	桜の下の研究者の皆様へ	卓越研究員：アンケート結果	9
33	17/06/06	雨もしたたる研究者の皆様へ	ローカルルール：ガイドライン対応状況、私大ローカルルール アカハラ：外部機関の設置 間接経費：6月末から調査	10

(2/2)

対応状況の報告を行ったりするといった試みを行っている。

この試みに対しては、特に当初、研究者をはじめ大学関係者から相当の反応があった。そのことは、表1に付記した各記事の「はてなブックマーク」数²からも推察される。また、実際に文科省から大学に対して、意見募集を踏まえた河野氏と文科省のやり取りが反映したと思われる内容の通知が出されるなど、「行政を動かした」といえる事例もみられる。それだけでなく、大学に所属する研究者ら関係者の個人意見を、特別な利害関係もなく、親密な関係にあるわけでもない政治家が直接吸い上げ、意見に対して一定の返答や対応状況の報告を継続的に行うというプロセス自体が、大学関係者から新鮮に受け止められ、期待感を高めたという面もある。

しかし、河野氏の大学関係者からの意見募集をバックにした大学行政への「介入」が、大学関係者の真の要望に応え、現下の高等教育・学術政策の真の課題の解決に迫るものになるのかどうか、また、大学を所管する行政への「介入」に留まらず、大学の自治や大学法人の自主的・自律的な運営が損なわれるような方向に発展していくおそれがないのかどうかについて、大学関係者は慎重に見極めながら今後のアクションを考える必要があると思われる。

今回の小特集は、こうした立場から議論を深める一助とするために企画されたものである。

一連の河野ブログ記事では、研究者から寄せられた意見のうち基礎的研究費などの予算充実に求めるものについては、2016年中の記事でいくつかの数字を示して基礎的研究費が不足しているという状況認識に疑問を呈したあと、今年1月初めの記事「謹賀新年研究者の皆様へ」(表1の18)で総括的に「科学技術振興予算をもっと増やせるといふ幻想を抱いている方がいらっ

² 日本国内では最もポピュラーなソーシャルブックマーク(SBM)サイト。TwitterなどSNSとの連携機能があり、またニュース記事等を収集して配信するキュレーションサイトなどがはてなブックマークへの登録数が多い記事を参照していることから、情報拡散の影響力が大きい。また、若手～中堅の研究・開発職や技術職のユーザが比較的多いとされており、科学・学術に関する話題が情報拡散されやすい。<http://b.hatena.ne.jp/>

しゃったら、年明け早々にも現実を直視していただきたいと思います。科学技術振興予算は今後、増えません。だから現在の予算をいかに効率的に使うか、あるいは成果を生まない大型プロジェクトをつぶしてほかのことに振り替えるか、または成果を生まない研究者の予算をほかの振り替えるかしなければなりません。」と回答した。

これを一種の議論打ち切り宣言と位置づけたのか、以後の河野ブログの意見の採り上げ方は、もっぱら研究費の使用にかかわる各大学法人の「ローカルルール」問題など、「現在の予算をいかに効率的に使うか」に関わる（と河野氏が捉えていると思われる）問題にシフトしている。

本小特集の前半二論文は、このようにして河野ブログ上では議論を打ち切られた状態となっている課題である基礎的研究費など大学予算の問題に逆に焦点を絞って、研究者の要望を充たすために、ひいては大学が真にその使命を果たすために、どのような財政的措置が求められるかを論じている。

笹倉・藤原論文では、まず河野ブログに対して寄せられた基礎研究費の確保を求める意見と、これに対する河野氏の「科学技術振興費は大幅に増額している」という指摘との間に、「基礎研究」という言葉の多義性からくる齟齬が生じていたことを指摘する。その上で、教員が研究活動を継続するための最低保障的な経費として1人あたり年間数十万円程度の経費（法人化前の「積算校費」に相当）を安定的に確保することが重要であり、それは国立大学法人運営費交付金、科学技術振興費などの総額に比してごく少規模の予算措置で実現できることを明らかにしている。

一方、山口論文では、河野ブログで焦点があてられた基礎研究費だけが問題なのではなく、運営費交付金の総額の削減とその中での「真水」部分のさらに大幅な削減（＝裁量的に配分される経費の増加）によって大学の教育研究活動全般が圧迫されていることを明らかにした上で、こうした事態の主因となっている日本の政府財政難をもたらした戦後の低福祉、低負担を基調とした統治体制を抜本的に見直し、保育、医療、介護、教育などに十分な給付を行うことを前提に応分の租税負担の合意形成を図ることを通じた改革が急

務であることを訴えている。

続く本稿では、河野氏がどのような経緯からこうした「大学関係者からの直接意見募集をバックにした大学行政への要請」という手法を編み出したのか、その手法による取り組みからどのようなフィードバックを受け、どのような方向に向かっているのかを考察したい。

1. 発端

～「科研費申請書罅線問題」「ネ申 Excel 問題」の成功体験

河野氏の国会議員歴は1996年以来20年余に及ぶが、その間、文部科学行政関係の政府役職や議会内の委員会で活動した経歴はほぼみられない。国会では外務委員長、政府では総務大臣政務官、法務副大臣などを歴任しており、国会会議録を検索しても、これらの行政分野にかかわる発言が多くヒットする。自民党の中では従来の原子力政策に批判的な人物であることは広く知られているが、主に経産省の所管するエネルギー政策の見地からの批判で、この点でも文部科学行政とはかかわりが強いとはいえない。河野氏は比較的初期からメールマガジン・ブログ（これらの共通の標題が「ごまめの歯ざりしり」）による Web 上での情報発信に力を入れており、その過去ログの多くは現在の河野氏の Web サイトで読むことができるが、その検索結果からわかる範囲でも、2009 年頃から「無駄遣い撲滅 PT」「行政改革推進本部」などの自民党内の役職として文科省に対してもヒアリングを行っていたことが窺える程度である。2016 年 8 月には行政改革・防災等を担当する内閣府特命担当大臣を退任後、党行革推進本部長に再任している。

このような経歴と、大学に所属する研究者の状況に対する関心や、研究者などの大学関係者への意見募集を通じて大学行政の所管官庁に改革を迫るといった政治手法の開発とは、必ずしも直接結びつかないように思われる。そこには次のようなきっかけがあったと思われる。

2016年8月17日、河野氏がツイッターで「競争的資金のルール統一」を今年度から実現した旨の（おそらく、自民党行革推進本部の成果をアピールする趣旨からと思われる）書き込みをすると、複数の研究者から、「科研費申請書のワード罫線が、どれだけ研究者の時間を奪っているか」など、ルールの統一にかかわらず競争的資金の申請の実務は旧態依然としている旨のプライがぼつぼつとされた。その中の一つのツイートに対して河野氏が10月15日、「このワードの設定とか罫線とかの話、詳しく教えてください。文科省はシステムの次期更新まで改善できないと言ってますが、ホント？」と返信すると、短期間に研究者や大学関係者以外でIT関連の話題に関心があるTwitterユーザ層も含め広く拡散され、多数の連鎖的な反応が寄せられた。その反応を基に文科省と協議したと思われる河野氏がわずか一週間後の同21日16時頃に「科研費の申請書の罫線は廃止することになりました」「他にどんな改善が必要か、文科省が研究者にお聞きして、次回までに対応することになりましたので、ご要望を文科省にお寄せください」とツイートしたところ、それぞれ2000RT以上を記録した。同日18時頃の河野氏のツイート「罫線をなくしただけで大絶賛？では、次の要望は何？」には、研究者らの反応の大きさに対する驚きが表れている。³

その後「次の要望」として研究者からの意見が挙げられたが、特に政府が公表する統計データのExcelシートがもっぱら印刷を想定したレイアウトとなっており、データベースや統計ソフト等への取り込みに難がある「ネ申エクセル問題」については、研究者から要望が挙がって約10日の間に、自民党行革推進本部と総務省統計局の連名で各府省にe-stat方式に対応した統計図表を作成するよう通知を行うことになるなど、急速に対応が進められた⁴。このケースでは特定の研究者が河野氏に情報提供し、その内容に基づいて河

3 <https://togetter.com/li/1040515>

4 <https://togetter.com/li/1044210>

野氏が所管官庁との協議を進めた。

この一連の経過はほぼ偶発的といってよいものであったが、河野氏と Web 上の研究者など大学関係者クラスタの双方にとって、さしたる必要性もないまま官僚主義的な理由で非能率なまま存置されてきた仕組みを短時日のうちに改めさせることができたという点で成功体験となったと考えられる。

河野氏は、大学関係者（特に研究者）への Web 上の問いかけが多く、反応を集めることができること、そこで得られた情報は所管官庁との協議の際有効に活用できること、些細に思える成果でも大学関係者からの大きな賞賛が得られることを経験として吸収したと思われる。また、Twitter 上では研究者をはじめとする大学関係者が実名またはハンドルネームで多数活動しており、そうした人達の中で、政治家からの直接の問いかけやリプライ、またその後の迅速な所管官庁への協議等の動きは鮮烈な印象を与えたと思われる。

こうした河野氏、大学関係者両者にとっての成功体験を踏まえて、場を Twitter から河野ブログに移して 11 月 10 日付けの「研究者の皆様へ」（表 1 の 1）に始まる一連のブログ記事が展開されることになったと言えそうである。

2. 転機 ～事務組織の問題への着目

―― 連の河野ブログ記事のうち、2016 年中は、笹倉・藤原論文の表 1 (p.4) にみられるように、主に基礎研究費の総額や配分の問題が言及されていた。しかし、この課題では財務省や文科省から資料提供や説明を受けた内容を研究者サイドに提示しているにとどまり、これらの諸官庁に積極的に働きかけをしているようには窺えない。

その他の記事では、前項で触れた「神 Excel 問題」の続きとして e-stat の改善の経過報告などもあったが（表 1 の 6・8）、その後の流れとの関係で注目すべき点は、最初の「研究者の皆様へ」の記事の時点で大学の事務組織に関

わる問題が意見募集の「その三」として表れている点である。そこでは、「法人化後、学生数が減っているのに教員数が微増、職員数が2万4千人増」となっている点が疑問（「人員管理が計画的に行われていたのでしょうか」）として提示されている。そしてこの増員分を非正規雇用でまかなっているのではないか、それが国立大学の雇い止め問題の原因ではないか、との仮説が示されている。

言うまでもなくこの仮説は誤っており、「2万4千人増」として示された数字には非正規雇用は含まれていないし、法人化後の職員数の増のうち2万人以上が附属病院職員であった。この点の指摘が大学関係者からあったのか、職員増問題については早々に職種別の常勤職員数の推移の資料を提示して軌道修正している（表1の7）。ただ、国立大学法人で非正規雇用の雇い止め問題が生じていることの認識を最初の意見募集記事の時点で河野氏が既に持っていたこと（研究者らへの意見募集を本格的に始める前から、この問題について何らかのインプットがあったと思われること）、一方で「法人化後、各大学法人が放漫な人員管理を行ってきたのではないか」という先入観を持っていたことがわかる。

事務組織の問題については以後2016年中に、次の二つに分かれて展開する。

ひとつは非常勤職員の雇い止め問題で、文科省と厚労省が協議の上、「各国立大学が、単なる文言ではなく、客観的なルールを来年度の契約更新前までに策定し、提示することになる」という予定であることが12月1日に報告された（表1の9）。

以後の動きについては河野ブログ上で特に言及されていないが、厚労省との協議を踏まえ文科省が12月9日付けで通知文書「貴学における無期転換ルールへの対応の検討に関する再周知のお願い及び無期転換ルールへの対応状況に関する調査について（依頼）」を各国立大学法人あて発出した。

この通知の本文中には、「先日、自民党行政改革推進本部（本部長：河野太郎衆議院議員）からも、無期転換ルールへの対応については、平成29年4

月の5年目の契約更新に際して重要な要素であることを踏まえ、早急に、大学が各労働者に、その方針を示すべきであるというお話がありました。」との記載があった。河野氏（もしくは、河野氏が長を務める政権与党の機関）による働きかけを一つの契機として通知が出されたことが明示されている点で、異例といえるものである。しかしいずれにせよ、河野氏の雇い止め問題での文科省・厚労省への働きかけはこれで中断していると考えられ、その後の河野ブログでこの問題の言及はない。

もうひとつは12月15日付けの記事（表1の13）で、12月2日付けの記事（表1の10）から文科省とのやりとりの中で言及され始めていた各大学法人の会計処理に関する「ローカルルール」の問題と絡め、（それまでの「人員管理の問題（職員数の問題）」としての事務職員問題ではなく）各大学法人の事務部門の体質や文科省からの出向人事など、事務組織の在り方の問題に触れる形で次のように述べている。

文科省が、こうした（＊会計検査院も不要なルールだと述べている）大学のローカルルールの存在に気が付いていないということが大きな問題だと指摘しました。研究効率を落としているローカルルールをいかになくしていくか、文科省が改善するためのプログラムを早急に策定します。

大学の事務部門の幹部は国立大学法人化した後も引き続き文科省が人事権を行使しています。

しかし、事務部門に関してはパフォーマンスで評価するということがこれまでなかったため、不合理非効率的な規則を作成して、研究部門の効率を落としても咎められませんでした。

事務部門のパフォーマンスをきちんと評価して、人事に反映していくシステムを、これも文科省が策定します。

国立大学法人はそれぞれが独立した法人であり、職員の評価や人事処遇、人事配置といった人事労務管理についても各法人が労使自治に基づいて自主的・自律的に行うものであることからすれば、各大学法人の事務部門につい

て「パフォーマンスで評価」し「人事に反映」するための仕組みを「文科省が策定」することはあり得ないことである。

全大教では、河野ブログのこの記事が掲載された頃ちょうど 2017 年度政府予算案に関する内容を中心に文科省に会見を求め、会見内容を折衝している最中であった。折衝の中で、もし河野ブログの記述どおり、各大学法人で定めるべき職員の人事、評価のシステムを文科省が定め、各法人に実施させるような検討が行われているのであれば各法人の労使自治を侵しかねないことから、会見内容に含めることを協議したが、未だ具体的に答弁できる状況にないとのことで、会見で触れることは見送った。

その後、河野ブログでこの「各大学法人の人事・評価システムを文科省が策定」については言及がなく、大学法人の人事・労務とかかわる言及としては、アカデミック・ハラスメントに関する外部の対応機関の整備などの話題が中心となっている。

しかし、上の引用で述べられている「不合理なローカルルールで研究部門の能率を低下させる国立大学法人の事務部門」という河野氏の認識は、年が明けた 2017 年に、やはり既に述べられていた「法人化後も引き続き文科省が人事権を行使している事務部門の幹部」との認識との組合せで、国会質問⁵、総合雑誌での論文発表⁶という形で大々的に展開されることになる。

なお、そのような大々的な展開が可能になったのは、2017 年 1 月に判明し、その後の調査によって全省的な広がりが見え明らかとなった文部科学省の国公私立大学、その他各種団体等への違法な天下り事件によるものであった。ここでも河野氏は、偶発的に起こった事象を自論を広め、影響力を高める機会として活用したといえよう。

⁵ 2017 年 1 月 26 日 衆議院予算委員会での質疑。当該部分の抜粋及び解説は下記参照。
<https://www.taro.org/2017/01/6929.php>

⁶ 河野太郎「文科省国立大『現役出向』241 人リスト」『文藝春秋』2017 年 4 月号、176～186 ページ。

3. 「研究者の悩み聞きます」から 「大学の悩み聞きます」へ？

こ こまで見てきたように、研究者が研究を進める上で解決してほしい個別具体的な悩みや不具合を聞き、それを解決するという形で始まった河野氏の研究者らとの直接対話の試みは、次第に大学（特に国立大学）全体の予算や大学運営の問題に拡大され、河野氏自身の考え方が前面に出された論点整理プロセスを経て、文部科学省の国立大学法人に対する管理の在り方が非効率をもたらしている問題（＝資源の利用の効率性の問題であって、資源配分自体の不足の問題ではない）という形に整理されてきたと総論的に言うことができる。最初から（国立）大学全般の財政・運営や文科省の大学行政を問題にする構想を持って研究者の意見募集を始めたのか、ひょんなことから始まった研究者との交流を続けるうちにそのような見解に達したのかは不明だが、結果として大学行政、大学政策の行方を考える上で無視できない政治家の一人に氏になったことだけは確実であろう。

ただ、そこで河野氏が（国立）大学と文科省の大学行政の何をどのように変えたいと考えているのか、理解するための材料は必ずしも多くはない。

そこで本稿では、直近で河野氏がこの問題での考えを明らかにした、5月21日の東京大学五月祭でのシンポジウム「大学の悩み聞きます」の参加者によるレポート⁷の中から、河野氏の発言で、最近の見解が窺える部分を紹介する。

なお、同シンポジウムでは、九州大学教員の大賀哲氏ら研究者有志による「研究の生産性向上のための間接経費の効果的な運用についての要望書」⁸が河野氏に提出された。

7 <https://togetter.com/li/1112528>

8 <https://sites.google.com/r.hit-u.ac.jp/policy-proposal>

【大学財政問題】

- ノーベル賞学者がいくら言ってももうお金はつかない。社会保障費より伸びている研究費をもう伸ばす余地はない。むしろ運用を改善していくのが先決では。
- 競争的資金のお金が大型プロジェクトに取られていて、交付金にしわ寄せが行っている？ 交付金が管理部門に流れているのでは。
- 競争的資金への移行自体は良かったと思うが、裁量的かつ単発というのがよくないのでは。ピアレビューならよいのかもしれないが、役所が方向付けするというのは適当ではないのでは。MEXT にやらせるのは正直厳しい。

【研究者の処遇・評価問題】

- 有力国立大の経済学部で、某大学においてはテニユア教員の半分以上が国際ジャーナルに論文を書いていないという状況がある。MEXT に教授ごとの論文数を調べると言っているが MEXT は逃げ回っている。
- 評価をされて給与が決まるはずの研究職は給与を公開すべきではないかと言っている。まずは名前を伏せて所属・職位で論文数と給与を出せと言っている。まず経済からどうかという話をしている。個人情報だからと抵抗されているが、名前は隠してよいとしている
- 相当痛みを伴う改革をしないと変わらないのではないかと。テニユアを取ったからと言って安穩としていないか。教育トラックへの転換、理系であればラボ取り上げ等をする必要があるのでは。

【文科省の研究開発政策への批判】

- 競争的資金は科研以外にもいろいろ。自分が机を叩いたらルールの一統化が1週間くらいでできた、というのがそもそもの文科との関わりかも。
- 文科省は研究と開発が違うという意識が希薄のように感じる。研究としてのお金の付け方の理想像と開発プロジェクトとしての付け方が混在している。
- 文科省になって、科技で原子力と宇宙（とスパコン？）で食ってた人たちの養う必要があるのでは？ そこをいったん精算することが必要。

【文科省から国立大学への「現役出向」問題】

- MEXTの現役出向の話を書いた。241人がMEXTから直接行った人、他に『人工衛星型』が350人くらいいる。インド総督府の人事をロンドンでやっているようなもの。そういう奴に金がないと困るから間接経費として撒いてるんじゃないか？

【研究者からの意見募集の意図】

- 自民党の文教部会では私学予算と教育基本法改正以外興味のある人がいなかった。研究開発についてはもっと知恵を貸してほしい。
- 文科に聞くと文科に都合のいい数字、かといって財務に聞くと前提の違うデータが出てくる。政策を変えようとしても元になるデータを集めるのに一苦労。文科が戦車で来てるのにこっちは竹槍。せめてマシンガン持ちたいのでご支援を。

おわりに ～今後の課題～

本稿では、河野ブログ（特に2017年1月以降の記事）で多く言及されている、各大学法人の「ローカルルール問題」の追及プロセスについては言及できなかった。

河野氏と文科省とのやりとりの中で「ローカルルール」であるとされた（つまり、文科省からの行政指導に基づいてそのような扱いがされているのではないとされた）研究費の使い勝手を阻害すると思われる事項については、3月24日付け文科省3課事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」⁹により一定のガイドラインが示され、ガイドラインを上回る証拠書類の提出をさせない等の配慮の要請がされた。

この通知によって、研究費の使い勝手の改善に各大学で具体的成果が挙がっているのか、あるいはほとんど実効を伴っていないのかについては、一定の時期に各大学の実情を持ち寄り、そうになっている理由も含めて検証する必要があると思われる。

一連の河野ブログ記事を通じた動きは、政治的効果（研究者ら大学関係者の意見を聴き、対応することを通じて河野氏や現政権与党に対する支持を獲得する、また、「現場の意見」を背景に大学行政を牽制する）のみに重きがおかれた一過性のものに終わる可能性もあるし、河野氏が東大五月祭シンポでの発言でその一端を覗かせているように、従来以上に尖鋭な競争指向の大学への改革の一里塚になる可能性もあるように思われる。そうではなく、真に現場の教育・研究・診療活動本位の（国立）大学へと大学の構成員自身が変わっていくための一里塚にするためには、一連の動きとその功罪の分析が欠かせないと思われる。

⁹ http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/19/1222251_02.pdf

追記

河野氏が「ローカルルール」問題などで描いている構図は、文科省の大学に対する監督行政や出向人事の仕組みが各大学法人の運営に非能率をもたらし、研究費の効果的な使用が妨げられたり、管理部門が過大なオーバーヘッドを取り教育研究への予算配分が不足したりする結果を招いている（したがって、そうした非能率を排除すれば、予算の増額がなくても日本の大学及び研究者の研究力を引き上げることできるはずである）というものだと思われる。

この構図自体の当否については、大学法人や教育研究の現場の実情を知る者の間でもさまざまな見解があろう。しかし、少なくとも「科研費申請書罫線問題」にはじまり、各大学法人の会計処理の「ローカルルール」による研究能率低下問題、文科省天下り事件の発覚といった一連の事象は、この河野氏が設定した構図を補強する要素をもつものであった。

しかし、加計学園問題のように、政治家が文科省の大学に対する権限を掣肘することで、きわめて不透明な形で特定の人物・団体への利益誘導をはかるために大学行政を利用するという事態が生じるに及んでは、「官僚的統制を排しさえすれば、大学の教育研究が合目的・能率的に運営されるはずである」というのは楽観的にすぎる想定と言わざるを得なくなっているのではないだろうか。

なお、筆者がこの追記部分を執筆している6月初旬の時点では、河野氏は加計学園問題についてブログ、Twitter等で未だ言及していない。

なぜ死ぬほど働くのですか？

名古屋大学大学院法学研究科 教授
全国大学高専教職員組合 元中央執行委員長

和田 肇



専門は労働法。労働法の規制哲学、セーフティネット論、平等権論などに関する研究を進めている。1999年～2001年度、全大教中央執行委員長として活躍。

憲法連続講座 第2回「家族のありかたと雇用、社会保障」

㊤ 編集部の責任で講演原稿をまとめさせていただきました

はじめに

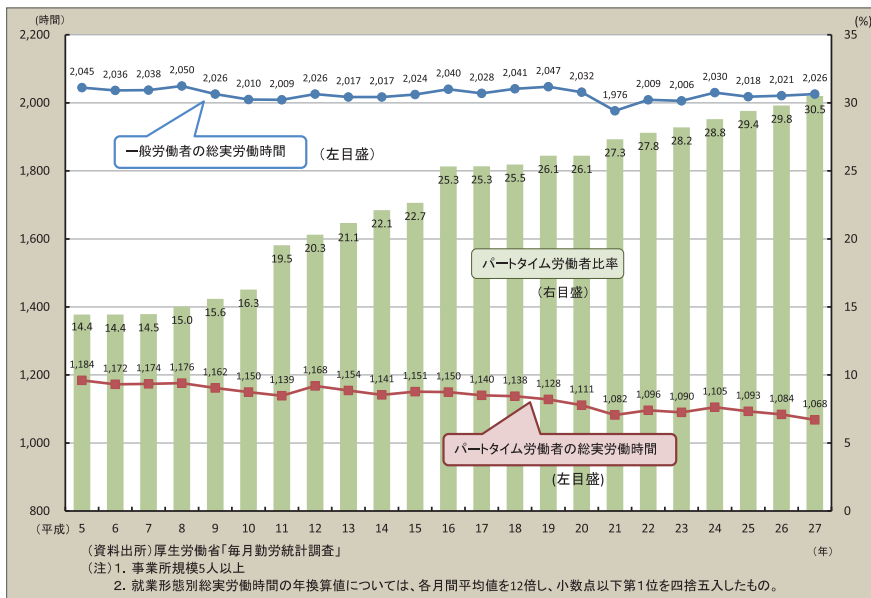
現在、安倍内閣の「働き方改革」の中で、残業時間をどうするかということが大きな話題になっています。日本人はよく「死ぬ気になって働け」、「死ぬ気になると何でもできる」と言います。新聞にも取り上げられていますが、電通でお嬢さんを過労自殺（2015年12月）で亡くした高橋さんという人が、「死ぬまで働かせるのか」とずっと批判をしています。なぜ、そんなことになっているのか、お話ししたいと思います。まずは、前回（憲法連続講座 第1回、全大教時報 Vol.41 No.1 2017.4 掲載）の続きで、実態の話から入りたいと思います。

*「平成28年版過労死等防止対策白書」（本文中の図と表の出所）
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/karoushi/16/dl/16-1.pdf>

1. 長時間労働

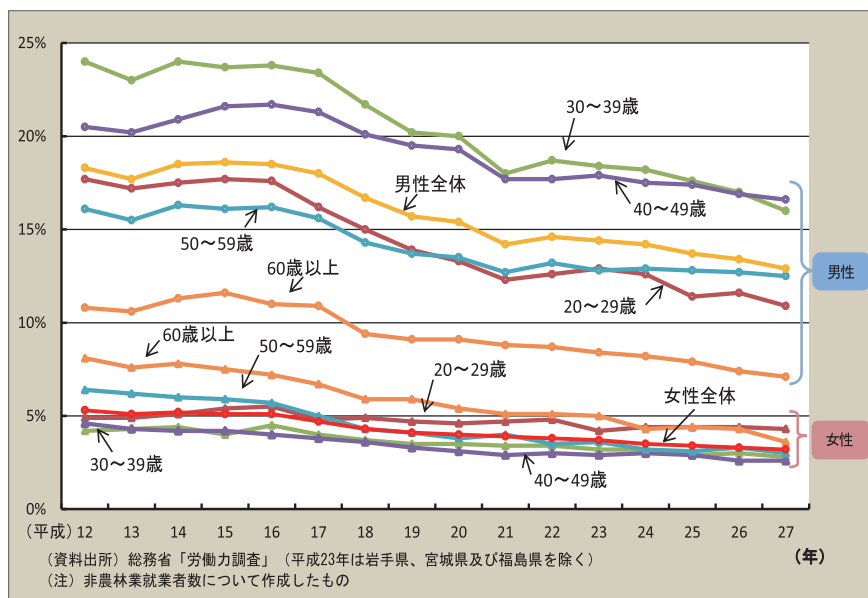
年 間実労働時間の推移について、第1図を見ると、この間、パートタイムの労働者は急激に増えています。それによって、パートタイム平均労働時間が下がっています。フルタイムの人たちだけを見ると、労働時間はほとんど変わっていません。

第2図は、1週間の就業時間が60時間以上の就業者の割合です。見ていただくと、いかに日本人の働き方が過労死ぎりぎり働いているかということがよくわかります。1週間の法定労働時間が40時間ですから、毎週20時間ずつ残業していることになっています。単純に計算して、月80何時間残業し、半年間ずっと働いてポッキリ死んでしまうと、これは過労死として認定される労働時間です。これを私たち、あるいは遺族の会の人たちは過労死予



【第1図】就業形態別年間総労働時間及びパートタイム労働者比率の推移

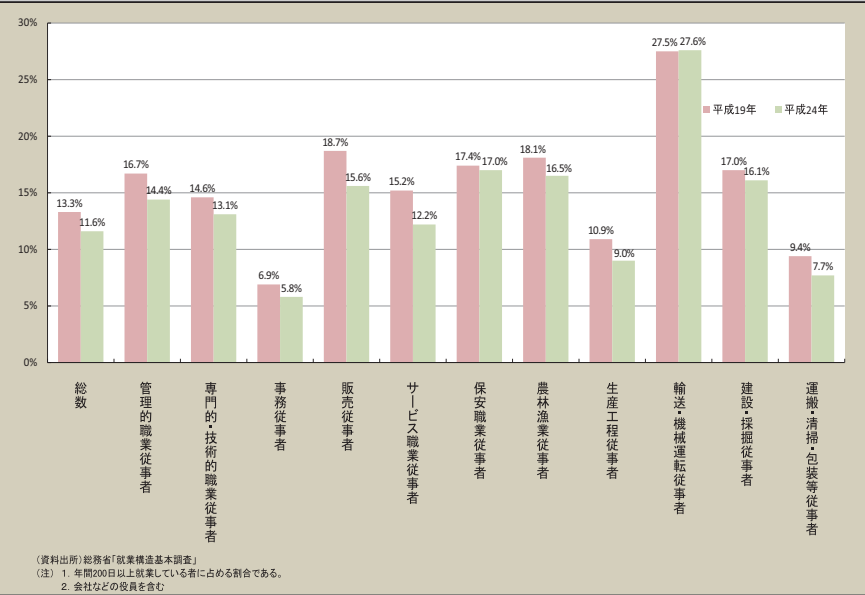
備軍と呼んでいます。それがどこに、どのくらいあるかというと、男性の正社員 30 歳から 39 歳、あるいは 40 歳から 49 歳の働き盛りのところでは 16～17% ぐらいおります。つまり、働き盛りの全労働者の 6 人に 1 人が過労死ライン、ぎりぎりで働いていることがわかります。今回のこれらのグラフは、「過労死等防止対策白書」*に掲載されているものですが、どうしてこの白書が出されるようになったかと言いますと、過労死家族の会が長年にわたり積み重ねてきた地道な活動と遺族の思い、法制定の運動や過労死防止対策の啓蒙活動などが評価され、2014 年に過労死等防止対策推進法ができました。その中の一つの施策として毎年白書「過労死報告書」を作成することになっています。それで出てきているものなのですが、この統計には、実はもう一つ秘密があります。本当に厳密な数字を出すためには、過剰残業やサービス残業と言われるものも入れなければいけないのですが、必ずしもそれが入っ



【第2図】1週間の就業時間が60時間以上の就業者の割合

ておりませんので、問題があります。昔は、男性の問題として考えられていましたが、最近は女性のフルタイムの人たちにも、過労死ぎりぎりの働き方をする人たちが増えてきています。

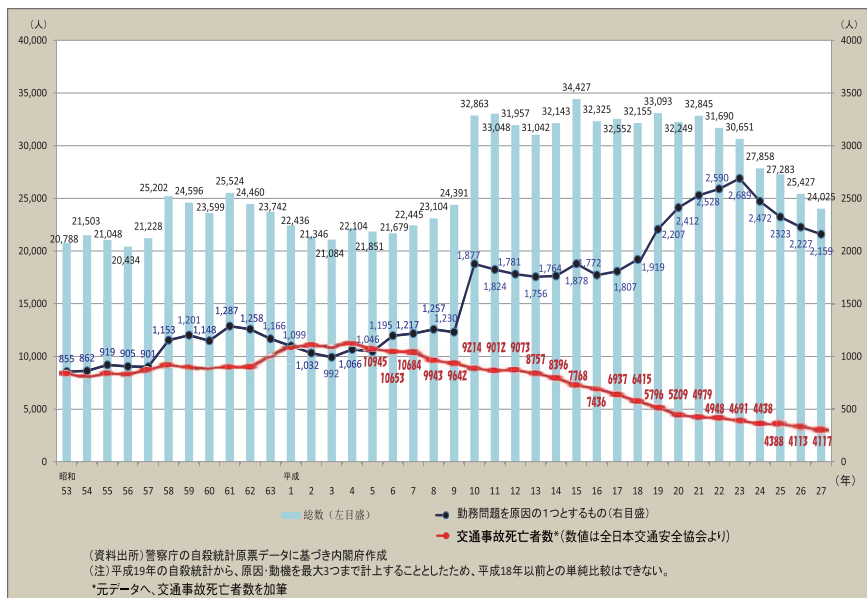
次の第3図は、どのような職種の人たちが過労死ラインで働いているかということです。特に問題になっているのは、右から3番目の輸送・機械運転従事者です。現在、話題になっている宅配業者は、典型的なここに入る人たちです。全体として高い数値を示していますが、管理職や専門的従事者についても、かなり長時間労働になっていることが見て取れます。輸送、建設といったところがたいへん問題になっていますが、最近はもっと深刻な職種は医師だと言われています。滅多に報じられることがないのですが、医師の勤務実態は厳しく、長距離運転手よりもひどい残業時間、過重労働を強いられています。



【第3図】月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合
(職業別)

2. 過労死、過労自殺の実態

仕 事を原因の一つとする自殺者を表しているのが、第4図です。仕事以外に家族関係の悩みなども入ってくるのですが、紺色の折れ線にある数値が勤務問題を原因の一つとする自殺者です。その割合を見ると2000人ぐらいです。大きく増えてきているのが分かります。韓国は人口当たりでいくと自殺者がもっと多いのですが、それに次ぐぐらいに日本の自殺者は多く、全体の自殺者が2万から3万人います。よく言われているのは、交通事故死亡者（自動車事故に遭ってから24時間以内に死亡する人）よりも自殺者の数の方が多くなっています。交通事故死亡者は、1988年（昭和63年）に1万人を超え、「第二次交通戦争」とも言われる状況となりましたが、その後、シートベルトやチャイルドシートの義務化、飲酒運転の罰則強化、エアバッグ普及などにより、乗車中の死者が激減しています。



【第4図】自殺者数の推移
(総数、勤務問題を原因の一つとするもの)

一般に、過労死や過労自殺とわれわれは使っていますが、厳密な法律上の用語ではありません。しかし、「過労死」「過労自殺」と言うときと通用しますし、外国でもそのまま「KAROSHI」「KAROJISATSU」と書くと、「KARAOKE」と同じように通用します。

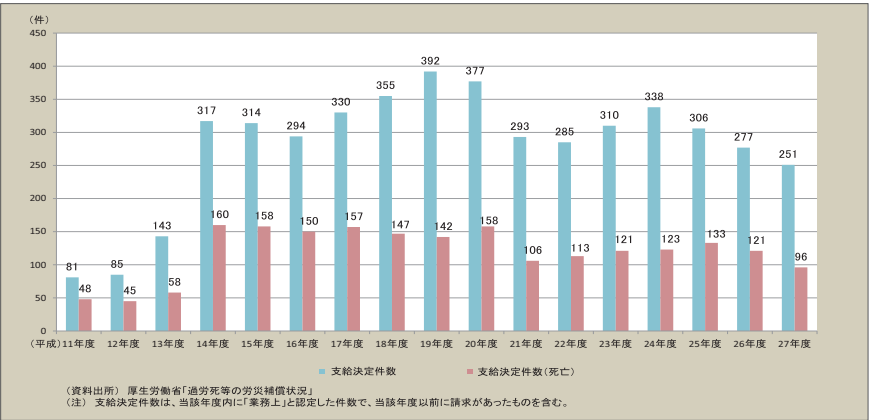
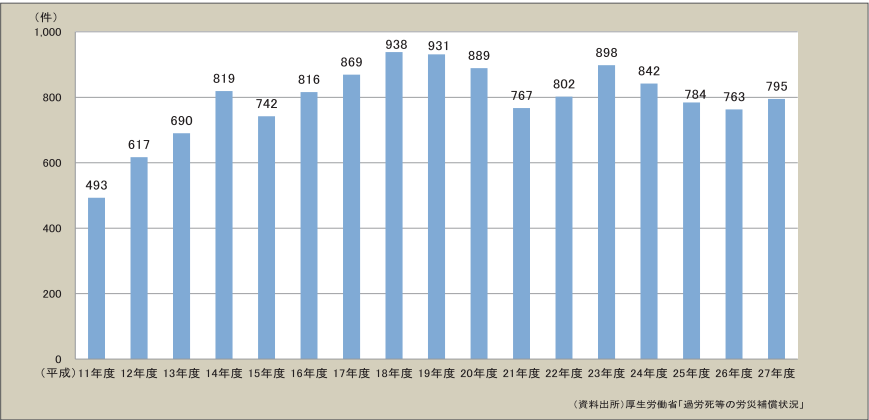
過労死とは何かというと、業務における過重な負荷によって、脳血管疾患や心臓疾患が原因で突然死することです。昔は、職場で倒れないとだめだと言われていて、例えばお風呂に入っているとき、トイレに入っているときなど、家で倒れるケースについては、過労死と言わなかったのです。現在では、みんなが職場で倒れるわけではないので、そういうケースも、すべて含まれるようになっています。

過労自殺とは、業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺での死亡です。ここで言う“業務”とは、長時間労働、過重負荷、要求（ストレス）、いじめ・ハラスメントなどです。いちばん多い原因は、長時間労働です。それ以外に最近増えてきているのは、いじめやハラスメントです。それから過重負荷、とても8時間あるいは10時間では収まらないような負荷をかけられるケースがあり、特に若い人たちに多く、高卒で過労自殺する人たちのほとんどが、これに当てはまります。トレーニングをされないのに、「おまえ、こんなこともできないのか」と言われ、働きすぎてノイローゼになり、自殺をしてしまいます。

20年ぐらい前までは、自殺を労働災害に認めることが非常に難しかったです。それはどうしてかということ、靴をそろえて遺書を書いて自殺をすると、労災では因果関係が切断され、自分の意思により死んだのだからだめだと言われ、認められなかったのです。しかし、うつ病や精神疾患になったある段階で、自殺念慮が生じる、というのが今の医学的な知見となっています。自殺希望が出てきて、それによって死亡すると、これは自分の意思によって死ぬわけではなく、精神的な疾患になったからであって、その原因がどこにあるのかということが問題になります。靴を脱いで死のうが、遺書を書こうが、今では全く問題にならなくなりました。

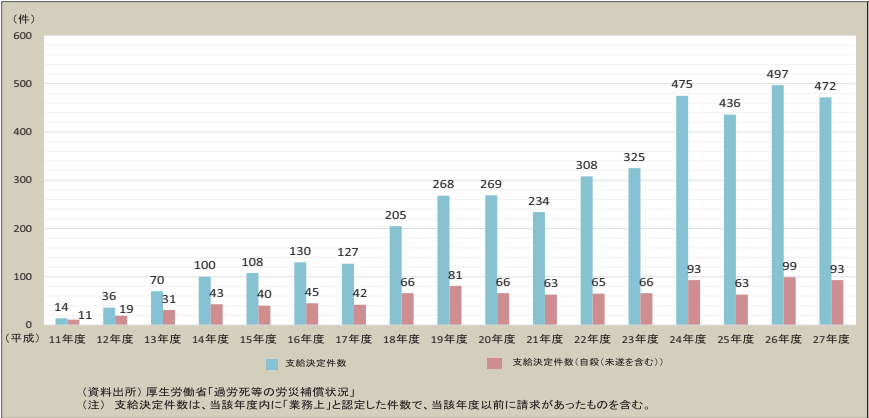
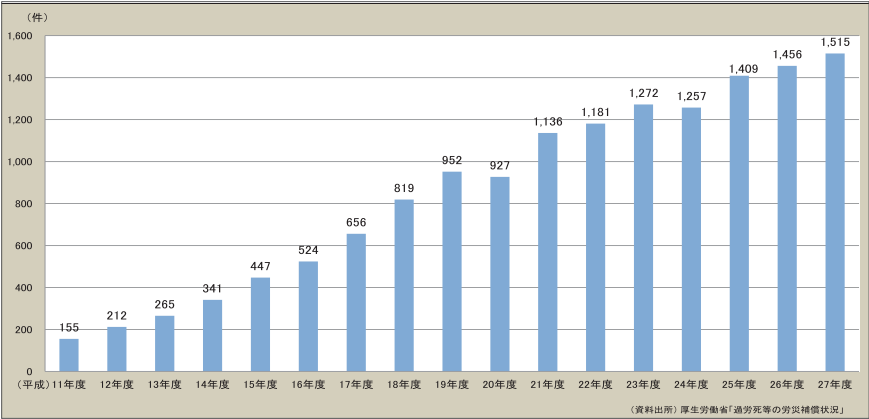
過労死では、労働基準監督署に遺族が労災保険申請をするのですが、諦めてしまう人、あるいは保険が入ったからいいという人たちもいます。実際に申請する人たちがどのくらいいるかというと（第5図）、今は800件くらいで高止まりしています。労災保険の申請数の3分の1くらいが過労死として認定されています。

第6図は、過労自殺の実態です。第5図と比べて、過労自殺の申請件数は、



【第5図】㊶ 過労死 申請件数
㊵ 過労死 認定件数

急速に大幅な増え方をしていることが分かります。過労死という言葉は、1970年代後半に医師の上畑鉄之丞氏らによって使用され始め、日本社会で広く使われるようになったのは、1988年以降になります。同年4月に弁護士、医師、労災専門家などが「過労死110番」を始めると電話が殺到し、1990年代初めには全ての都道府県に「過労死110番」相談窓口が設置されました。その後、社会全般で認識されるようになっていっているにも関わらず、この15年の



【第6図】① 過労自殺精神障害申請件数
② 過労自殺等認定件数

間に過労死の事件は2倍近く増え（第5図）、過労自殺については第6図を見て頂けますと一目瞭然で、たいへん深刻な状況になっています。

次は、どの年齢層に過労死や過労自殺の認定件数が多いかを見てみます（第7表）。2015年（平成27年度）、1年間だけの統計です。過労死を見ると、多いのは40歳代以降、いわゆる働き盛りの中間管理職以上で、過重労働になっている人たちが多くいます。過労自殺のところでは非常に驚くのですが、20代から多いです。これは、精神障害の一つの大きな特徴です。電通の女性は東大卒業後、就職して6カ月間の試用期間が終わって正社員になり、その後1カ月か2カ月ぐらいの間に精神障害になって、12月に飛び降り自殺をしています（享年24歳）。

福井の事件では、工業高校を卒業したばかりの若者で、昔だったら仕事の段取りを丁寧に教えてくれたのですが、そういう余裕がなくなり、高卒でも

【第7表】精神疾患等の年齢別受理及び認定件数

(件)													
年度 年齢	平成27年度 過労死 認定件数、年齢別						平成27年度 過労自殺 認定件数、年齢別						
	請求件数		決定件数				請求件数		決定件数				
			うち支給決定件数										
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち自殺		うち自殺		うち自殺		
19歳以下	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (9)	4 (1)	11 (5)	2 (0)	2 (1)	0 (0)	
20～29歳	19 (1)	8 (0)	13 (1)	5 (0)	6 (0)	3 (0)	281 (119)	43 (3)	244 (108)	34 (3)	87 (36)	14 (1)	
30～39歳	82 (10)	35 (3)	77 (10)	30 (1)	36 (3)	15 (0)	419 (150)	56 (5)	382 (133)	57 (4)	137 (42)	22 (2)	
40～49歳	198 (20)	72 (7)	185 (15)	76 (5)	80 (2)	39 (0)	459 (164)	58 (3)	408 (145)	69 (4)	147 (40)	34 (0)	
50～59歳	263 (22)	99 (2)	208 (15)	77 (1)	91 (1)	32 (0)	287 (113)	34 (2)	229 (90)	38 (4)	85 (25)	21 (2)	
60歳以上	233 (30)	69 (6)	187 (27)	58 (7)	38 (5)	7 (1)	51 (19)	4 (1)	32 (11)	5 (1)	14 (2)	2 (0)	
合計	795 (83)	283 (18)	671 (68)	246 (14)	251 (11)	96 (1)	1515 (574)	199 (15)	1306 (492)	205 (16)	472 (146)	93 (5)	
(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」													
(注) ()内は女性の件数で、内数である。													

即戦力として使おうとするわけです。何も教わらない中で「こんなこともできないのか」と、どんどんいじめられ、エスカレートしていきます（ホームページに、どのように言われたのかが出ています）。それで精神障害になり、結果的に自殺してしまいます。こういうものが最近是非常に増えています。ですから、長時間労働だけではなく、自殺、精神障害のもう一つ大きな問題は、過重な要求といじめが大きな特徴になっていると言えます。

第8表は、精神障害の時間外労働時間数です。実際にどのくらいの労働時間が認定されているかという、月に160時間以上です。1カ月の時間外労働が160時間です。法定労働時間は1週40時間で、普通にこれだけ働いていると1カ月約170時間です。法定労働時間だけで働いても170時間。160時間以上はそれとほぼ同じ、毎日8時間ずつ残業していることになりますが、そんなことはあり得ませんから、毎日4時間、それから土曜日、日曜日も働

【第8表】精神障害の時間外労働時間数

区分 \ 年度		平成26年度		平成27年度	
			うち自殺		うち自殺
20 時 間 未 満		118 (67)	7 (0)	86 (52)	5 (1)
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満		37 (9)	12 (0)	50 (24)	9 (1)
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		34 (11)	6 (0)	46 (10)	11 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		18 (2)	8 (0)	20 (3)	4 (0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		27 (4)	11 (0)	20 (4)	7 (1)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		50 (12)	14 (1)	45 (8)	18 (1)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		36 (6)	5 (0)	40 (3)	15 (0)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		21 (0)	5 (0)	22 (3)	4 (0)
160 時 間 以 上		67 (4)	26 (0)	65 (11)	18 (0)
そ の 他		89 (35)	5 (1)	78 (28)	2 (1)
合 計		497 (150)	99 (2)	472 (146)	93 (5)

(資料出所) 厚生労働省「平成27年度『過労死等の労災補償状況』」

(注) 1. 自殺は、未遂を含む件数である。
2. その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに業務上と判断した事案の件数である。
3. ()内は女性の件数で、内数である。

き、休みは全然ないということです。こういう働き方をしている人たちがいます。

なぜ、電通があれほど問題になっているかというと、電通の過労自殺は今回が初めてではなく、大きな事件として三つあるのです。最初は1991年、大学を卒業した入社1年5ヵ月の社員が過労自殺しました。われわれ学者では、電通事件の最高裁判決は非常に重要で、最初に安全配慮義務ということを言った有名なものです。この方は、顔が真っ青になり、親は「休んだらどうか」と言っていました。会社も上司も気づいてはいたけれど、全然休ませることはなく、ひどいときには朝方4時に家に帰り、6時に出勤することを繰り返していたそうです。そういう事件が極端に増えてきています。

過労自殺の認定ラインということをよく言います。この認定ラインとは、どういう時間を残業したら過労死に認定するかという時間です。例えば、直近の1ヵ月の間に100時間を超えた残業をしている、1週前にそれまでとは違う極端な働き方をする、職場環境が大きく変わる、語学ができない人をインドに1週間出張させたなど、ひと昔前では、こういうケースしか過労死に認められませんでした。

今では医学的な知見が広まり、普段の疲れが溜まっていたために脳溢血などを起きたりしますから、直前だけではなく過去の半年間も見えるようになってきています。よく言われる80時間過労死ラインとは、そういうことです。80時間ずっと恒常的に残業していてバツタリ倒れてしまえば、よほどのことがない限り、過労死として認定される時間だということになります。

3. なぜ死ぬほど働くのか？

幾つか理由があります。一つはリストラや人員削減の中で、長時間労働や過当競争を強いられるようになってきています。これは皆さんも経験していると思いますが、正規職員がどんどん減らされています。

1995年に当時の日経連、今の経団連は、「新時代の『日本的経営』」という文書を発表します。旧社会主義国がなくなり、世界的にグローバル競争が始まった上に、日本は1992年、1993年にバブルが崩壊します。日本の企業が国際競争にいかにして打ち勝っていくために、正社員の基幹的部分をできるだけ減らし、その周りに非正規雇用を増やし、人件費を安くすることにより、競争力を維持する。こういう方針が出されたわけです。

これを書いた人はつい最近、「こんなにひどくなとは思わなかった」と反省しているのですが、われわれはすでに、「こんなことをやっていたらそのようになる」と言っていました。案の定、悪い意味で予想が当たってしまいました。これからは非正規が急速に増えていきます。1980年代後半では15%ぐらいでしたが、現在では38%になり、労働者派遣法の改正などもこの間に行われています。

二つ目は、残業代を当てにする賃金構造です。日本の製造業で働いている人たちは、給料の中に残業代が当然入っていて、それを前提にして車を買ったり、ローンを組んだりしています。つまり、彼らにとって残業をある程度行うということは、生活をする上で必要なことになっているのです。日本の賃金をどのように考えていくのか、こういうことから言えると思います。以前より一貫して言われていますが、残業をしなくて、きちんと働けるような賃金とはどういうものなのか。それを考えなければいけないということです。

もう一つ大きな問題は、法的な縛りが非常に弱いことです。労働の話をするときにとても空しくなるのですが、労働基準法32条に1日の労働時間8時間で週40時間という水準があるにも関わらず、日本の労働時間規制にはいろいろな抜け穴があります。いちばん大きいのは36協定です。36協定の

時間制限は結構厳しいもので、1 年間 360 時間しか残業させることができません。1 カ月の間では 45 時間です（第 9 表）。

それにも関わらず、1 カ月 80 時間、90 時間、100 時間という数字が出てきています。36 協定が守られていたら起きるはずがないのですが、なぜそうなるのか。実は、36 協定には特例協定があります。業務の繁忙に対応するために、それよりも長い残業時間を決めることができるという協定です。例えば、今の経団連会長の東レで言いますと、1 年間に 900 時間の残業時間が許されます。900 時間を 12 で割ると、75 時間から 80 時間の残業ができることになります。もっとひどいのは三菱ケミカルホールディングスで 1200 時間、毎月 100 時間の残業ができるというものです。経団連は比較的好い企業で働きやすいと言われていますが、そういうところですら、過剰な残業時間を認

【第 9 表】 36 協定で定める延長時間の限度

(1)一般の労働者の場合			
☐ 36 協定で定める延長時間は、最も長い場合でも次の表の限度時間を超えないものとしなければなりません。			
期 間	限度時間		
1 週 間	☐ 15 時間	※一定期間が左の表に該当しない場合の限度時間は、計算式で求める時間となります。（具体的な計算式は、労働基準監督署にお問い合わせください。） ※限度時間は法定の労働時間を超えて延長することができる時間数を示すものです。また法定の休日の労働を含むものではありません。	
2 週 間	☐ 27 時間		
4 週 間	☐ 43 時間		
1 か 月	☐ 45 時間		
2 か 月	☐ 81 時間		
3 か 月	☐ 120 時間		
1 年 間	☐ 360 時間		
(2)対象期間が 3 か月を超える 1 年単位の変形労働時間制の対象者の場合			
☐ 対象期間が 3 か月を超える 1 年単位の変形労働時間制により労働する者についての延長時間は、上記(1)とは異なり、最も長い場合でも次の表の限度時間を超えないものとしなければなりません。			
期 間	限度時間		
1 週 間	☐ 14 時間	※一定期間が左の表に該当しない場合の限度時間は、計算式で求める時間となります。（具体的な計算式は、労働基準監督署にお問い合わせください。） ※限度時間は法定の労働時間を超えて延長することができる時間数を示すものです。また法定の休日の労働を含むものではありません。	
2 週 間	☐ 25 時間		
4 週 間	☐ 40 時間		
1 か 月	☐ 42 時間		
2 か 月	☐ 75 時間		
3 か 月	☐ 110 時間		
1 年 間	☐ 320 時間		

めています。これがリーディングカンパニーの実態です。720 時間まで認める、という基準をトヨタ自動車が「働き方改革実現会議」で、取り入れようとしています。

また、違法残業、タダ残業はどのくらいあるのか、民間企業が調査したもので、残業代が全くない人が 35.5%、2.5 万円未満が 22.8% います。1 カ月 80 時間以上働いた人で全くないのが 36.5%、2.5 万円未満が 25% ですので、61.5% の人が、きちんとした残業手当をもらっていません。

どうして残業手当をもらわないのか。企業は残業時間の申請する時間の上限を決めており、企業によって、毎月 30 時間まで、あるいは 40 時間までしか認めません、としています。それより働いた人はどうなるのかというと、申請した時に「そんなことをやっていると労働基準監督署に何か言われるから書き換えろ」と言われて認めてもらえません。また、労働者が「20 時間残業した」と言ったときに、上司から「能力がないから残業している」と言われるものですから、査定を気にしてわざわざ低くして申請することもあります。それから、裁量労働制により、残業が見えにくくなっているということもあります。こういういくつかの要素が合わさることで、タダ残業、長時間労働という問題が生じます。普通の感覚からいったら、10 時間働いたら 10 時間分の賃金を請求するのが当然ですが、なかなか現実にはそうになっていません。

次に、年休の話をしします。日本人がいま持っている年休は平均して 18 日です。18 日のうちのどのくらい消化されているのか見てみると。取得率は 46% から 47% ですので、8 日です。8 日しか休んでいません。8 日のうちの 2 日や 3 日は、「風邪をひいたから年休に充ててください」というものです。きちんと冬休みやお盆休みを取るのはほんのわずかでず。

ヨーロッパはよく 30 日と言いますが、ほぼ 30 日を全員が取ります。日本人は 18 日あるにもかかわらず 50% しか取っておらず。こういう面から見ても働き方が全く違うことが分かります。

働き方改革実現会議は、特例協定の上限をどこにするかでもめていました。

経団連は100時間と言い、連合は100時間未満と言いました。ここは判断の違いだけでもめているのですが、いずれにしても労使協定では、年間720時間まで、6回は45時間を超えて100時間まで可能なのだ、ということで、先ほどのトヨタをモデルにしながら、そのようなことを言っているわけです。なぜかという、日本の企業には繁忙期があり、そのときに働いてもらわないと困る、という言い分なのですが、自殺した高橋まつりさんのお母さんは、「繁忙期だからといって、人を死ぬほど働かせていいのですか」とずっと言っています。100時間は過労死しても不思議ではない時間です。

さらに、運輸、建設、医師を例外にすることも検討しています。こういう例外を今までたくさん設けています。もう一つ彼らが言うのは、中小企業はなかなかこのとおりにはいかないから、中小企業のための例外を設けて欲しいと。経団連の加盟企業は2000社ぐらいですが、そういうところはきちんと出来ているのかというと、出来ていませんので、多くの問題が残されています。

インターバル制度がずっと言われていましたが、これも見送りです。インターバル制度はヨーロッパに必ずあり、夜22時まで残業したら、11時間あけないと次の勤務時間を始めてはいけないというものです。夜22時まで残業すると、次の日は9時からしか働くことができません。日本でもようやくこのことが言われ始めているところで、ある企業のインターバル制度を見てみたら、4時間、5時間です。そんなものはインターバルではありません。そのような程度のことでインターバルと言っています。

経団連は、2017年3月13日に、「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」の中で“不退職の決意で働き方を変えていく。残業にも手をつける”としましたが、本当に真剣にこれをやる気があるのかどうか。今までと比べたら、少しはよくなるのかもしれませんが、全くおかしい話だと言いたいと思います。

20年ぐらい前に『ドイツの労働時間と法—労働法の規制と弾力化』で、ドイツの働き方を研究しました。この中でドイツのIGメタル（金属産業労組）

がどうして週 35 時間制を実現してきたのか、年休を 30 日まで取れるようになってなのか。法理的なことでそういうことを分析しています。

そんなことをずっと考えていると、ますます嫌になってきます。熊谷徹著『ドイツ人はなぜ、1 年に 150 日休んでも仕事が回るのか』は非常に読みやすく、ドイツの仕組みがよくわかります。ドイツ、フランス、オランダは働き方でいくと、かなり先進的な国で、大学の研究室ですら土日などはほとんど働きません。私の居た大学の秘書などは、金曜日の 3 時になると「よい週末を (Hab ein nettes Wochenende.)」と言って帰ってしまいます。こういう生活がうらやましいと思い、いろいろ研究しましたが、20 年たっても状況はほとんど変わらなくて、私たちがずっと言っていることが実現されません。それはひとえに使用者団体が、労働時間規制について猛烈に反対するからです。「働き方改革」と言いますが、私自身は「働かせ改革」。企業の働かせ方を根本的に変えないと、労働者の豊かさは感じないのではないかというのが今の結論です。

おわりに

日 本とドイツは戦後全く同じ状況から始まり、産業部門は敗戦で壊滅的になり、ゼロから出発しながら 20 年、30 年たったら、一方は非常に豊かな国になり、一方は何故いまでもって過労死などに悩まされている国なのか。それが不思議で、そういうことを研究していました。決定的に違うのは意識と労働組合の強さです。しばらく研究をやめていたのですが、ヨーロッパの労働時間がどうなっているかを再び研究してみようと思っています。

ローカル線で行く！ フーテン旅行記 12

ー 沖縄周遊路線バス紀行 後編 ー

岡山大学工学部機械工学コース助教

大西 孝



専門は機械加工（研削）。主に円筒研削や内面研削を対象として、工作物の熱変形や弾性変形に伴う精度の悪化を防止する研究を進めている。趣味は列車を使用した旅行（47 都道府県を踏破済）。

はじめに

沖縄本島を巡る路線バスの旅。前編では沖縄本島の最北端へ向かいしました。後編では、那覇から南部の戦跡を周るとともに、那覇市内を走るモノレールに乗って首里城を訪れます。奇しくも本記事が掲載される6月は72年前に沖縄戦が終結した月です。6月23日の「慰霊の日」には沖縄戦で亡くなった多くの人々を悼むとともに、地上戦の悲劇を後世に伝えるための式典が挙行されます。沖縄の歴史に思いを馳せながら、南部へ向かう路線バスに乗り込みました。

1. 南部の戦跡を周る 沖縄戦の爪痕

名 護から那覇市内へ戻った翌日は南部へ向かうバスに乗ります。南部の戦跡を巡るバス路線は沖縄本島の最南端にある糸満市から運行されていますが、那覇から糸満に向かう途中で、立ち寄っておきたい場所があります。これは那覇市の南端、豊見城（とみぐすく）市との市境にある「旧海軍司令部壕」。1945年4月に沖縄本島の中部に上陸した米軍は、日本軍を沖縄本島の南部に追い詰めますが、那覇市の北東部の首里を守っていた日本海軍の部隊は南部へ撤退する途中にこの海軍司令部壕で孤立し、同年6月13日には司令官が自決し、残る陸軍は島の南の摩文仁（まぶに）で最期を迎えます。琉球新報によると、戦後



旧海軍司令部壕のある小高い丘の上には慰霊碑が建っています。



慰霊と平和を願う千羽鶴が飾られたひめゆりの塔。塔の前に花を手向ける人も絶えることがありません。

の調査で壕内から2400体もの遺骨が集められたそうです。現在では自決に使った手りゅう弾の破片の跡が壁に残る幕僚室などが公開されており、壕の入口には慰霊碑が建てられています。多くの将兵が最期を迎えた当時の様子が壕内に残されています。

糸満からは女子学徒隊の悲劇を伝える「ひめゆりの塔」、さらに沖縄戦の最後の激戦地となっ

た「摩文仁の丘」を通り、鍾乳洞の玉泉洞（ぎょくせんどう）へ向かう路線バスに乗り換えます。今でも多くの方が花を手向けていくひめゆりの塔に隣接するひめゆり平和祈念資料館では、学徒隊で生き延びたおばあさんが語り部として当時の悲



摩文仁の丘の沖縄平和祈念公園。左手に見える黒い石碑が「平和の礎」で、多数の碑が無言で並んでいます。

惨な様子を熱心に語ってくれました。目の前に陳列された遺品を紹介しながら、ご自身の知人や友人のものだと語られると、胸に迫るものがあります。筆者はここでつい時間を忘れて語り部の話を聞いていたため、予定していたバスに乗り遅れ、次の目的地である摩文仁の丘の沖縄平和祈念資料館へはタクシーで向かうことになりました。バスには乗り遅れましたが、第二次世界大戦から長いときを経た今、当時の様子を直接聞くことができたのは貴重な体験でした。



沖縄本島南部の戦跡を結ぶ路線バス。土曜日は1時間に1本の運転です。



「東洋一の景観」とされる玉泉洞。広い洞内には多くの鍾乳石が垂れ下がっており荘厳です。

沖縄県立平和祈念資料館では戦時下や戦後の沖縄県民の生活、甚大な被害を詳しく学ぶことができます。資料館の横の沖縄県立平和祈念公園には沖縄戦で亡くなった人々の名前を刻んだ碑が並ぶ「平和の礎（いしじ）」があり、6月23日の沖縄県の「慰霊の日」

には追悼式が行われることからご存じの方も多いかと思います。ずらりと並ぶ碑を前にすると、いかに多くの人命が失われたかを実感します。バス紀行の最後は、先の大戦の爪痕を学ぶ少し心の重い行程でしたが、戦争の悲惨さは現地で見て学ぶと、教科書やテレビなどで見える以上に伝わってくるものがあるように感じました。

戦跡を巡った後は



1月はサトウキビの収穫時期。刈取り中のサトウキビ畑を眺めながら南部从那覇へ戻ります。

「東洋一の景観」とされる玉泉洞で美しい鍾乳洞を眺め、那覇に戻ります。那覇までのバスは広大なサトウキビ畑の間を走り抜け、沖縄らしい路線でバス紀行を締めくくりました。

(岡山大学職員組合 組合だより 209号より加筆のうえ再掲)

2. 日本最南端の鉄道！ゆいレール

路 線バスの旅を終えて那覇バスターミナルに戻ってきましたが、まだ夕方
の飛行機まで時間があります。そこで渋滞知らずのモノレールに
乗って、首里城を訪れることにします。このモノレール、日本最南端の鉄道
であり、鉄道ファンとしては是非一度乗っておきたい乗り物でもあります。
「日本最南端の鉄道は鹿児島県にあるんじゃないの?」と思われる方もいらっ
しゃるかもしれませんが、1本のレールにまたがって走るモノレールも、法
的には鉄道に分類されています。



首里城から眺める「ゆいレール」。2両編成でコンパクトですが存在感は抜群。

那覇バスターミナル
のすぐ近くにある旭橋
駅から乗車する沖縄都
市モノレールは、琉球
王朝の古都である首里
を結んでおり、「ゆい
レール」の愛称で親し
まれています。この愛
称は、沖縄の方言で
「助け合い」という意味

の「ゆいまーる」に由来する
とか。沖縄には戦前に県営鉄
道がありましたが、沖縄戦で
破壊されたため久しく鉄道路
線がありませんでした。しか
し移動手段を自動車に頼った
結果、那覇市内や周辺の交通
渋滞が深刻になったため、ゆ
いレールの建設が急がれ、
2003年に完成しました。



首里駅から首里城の石垣に沿って歩くと、沖縄らしい赤い瓦の建物が見えてきます。駅からお城へ向かう観光客は少ないのか、閑散としています。

ゆいレールを利用する際には、700 円の一日乗車券がお得で便利です。というのも空港と首里の往復料金が 660 円ですので、首里まで往復して途中で一度下車するとモトが取れますし、沿線の飲食店や観光施設で割引が受けられます。また、この 1 日乗車券は最初に自動改札機をってから 24 時間有



首里城正殿の玉座。本州のお城とはずいぶん内装も異なります。



こちらは有名な守礼門。首里駅の反対側にあり、観光客の大半はこちらから場内に向かうようです。

も見どころがありますが、何と言っても圧巻は首里城です。終点の首里駅からお城の石垣に沿って 15 分ほど歩いていくとやがて門が見え、そこから入ると正殿はすぐです。2000 円札でお馴染みの守礼門は、正殿を挟んで駅と反対側にあるので少し歩く必要があります。首里駅からアプローチする観光客は少ないようですので、ゆったりと

効で、例えば夕方の飛行機で那覇空港に到着して市内に向かう場合に 1 日乗車券を使えば、翌日の夕方までゆいレールが乗り放題となり、日付が変わっても使えるという面白い切符です。

沿線には繁華街の国際通りや地元の食材が揃う牧志公設市場などいくつ



ご飯の上にスパムと目玉焼きがの載ったお弁当。沖縄ならではの味です。

広大なお城の中を散策
できます。

また、各駅の近くにある
地元の買い物客が
通うスーパーで、お弁
当などを買ってみるの
も旅の楽しみです。観
光客を相手にしている
お店とは一味違った、
地元ならではの味が楽



首里駅の近くにある地元スーパー。
沖縄独特の赤い瓦が使われています。

しめます。オリオンビールやさんぴん茶（ジャスミンティー）とともに、ご
飯の上にスパムが載った地元向けのお弁当を食べると、遠くに来たんだなと
いう実感が湧きます。

地元の香りを実感できるゆいレール。市内の渋滞を気にせず首里から空港
までを 30 分程度で移動できるので、旅の終わりに飛行機までの時間調整を
兼ねて首里城の周辺を散策するのもいいかもしれません。

（岡山大学職員組合 組合だより 160 号より加筆のうえ掲載）

おわりに

2 回にわたり路線バスとモノレールによる沖縄本島周遊記をお伝えしまし
た。沖縄の旅行といえば、多くの方が貸切バスかレンタカーを使われる
ことと思います。しかしながら、いつも旅行記でとりあげるローカル線の旅
と同じく、地元の風が感じられる路線バスの旅もまた楽しいものです。いつ
もとは違う沖縄旅行をお考えの方にはお勧めです。

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

❖投稿要領

- 文体 自由
- 字数 本文については、以下を基準とします。

2頁	2000字	4頁	4000字
5頁	5000字	6頁	6000字
- 原稿締切 毎奇数月・15日
- 掲載 投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）
- 謝礼 規程により謝礼（図書カード）を進呈します。
- その他
 - ①投稿原稿は返却いたしません。
 - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第41巻2号 2017年6月
(大学調査時報・大学部時報通算221号)

編集・発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671
〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7 MSK ビル7階

第39巻6号（2016年2月）までについて、冊子の購入ができます（一冊500円）ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座 00170-6-18892



全国大学高専教職員組合

Faculty and Staff Union of Japanese Universities